

## 第二章 初等教育の國語教科書における郷土教育的要素の考察

### 序

教育というのは近代の国民国家を成立させる重要な制度の一つであり、国民の質や経済発展、ナショナリズムの構築、道徳教育などに幅広く関わっている。20世紀において近代国家と看做される国々は国民への教育を重視しており、様々な資源を注いで初等教育ないしその上の教育を推進している。台湾は日本に統治された50年間に、様々な近代化制度が導入され、近代化教育もその中の一つである。明治維新後、近代国家として成立した日本は、「学制」の発布・施行によって子どもが初等教育を受けることになったが、1895（明治28）年に日本の植民地になった台湾では、「國語傳習所」が初等教育の始まりであった。

「國語傳習所」を字義通りに解釈すると「国語を伝授し人々に習得させるところ」と理解できるが、ここでの「国語」というのは日本語のことを指す。一国の標準語・共通語である国語という概念は、近代国民国家の成立と密接な関係を有しており、近代国民国家と「共存共栄」の関係にあるという<sup>1</sup>。こうした国語を国民に普及する教育は、16世紀の世界地図に登場して以来、オランダやスペイン、鄭成功、清国など様々な外来政権に統治されてきた台湾にとって、意外にも初めての経験である。日本が台湾を領有するまで、極少数の人には「官話」<sup>2</sup>を学習する必要がある他、一般の庶民はそれぞれの属するエスニック・グループ言語や地方言語、つまり各郷土言語を使う。言い換えれば、近代国民国家となった日本の統治によって、台湾に国語という概念がもたらされてきて、それが台湾の人々にとって全く新しい体験となったのである。また、官話を使う目的はコミュニケーションを取ることにあり、互いに意思の疎通ができれば良いため、標準・不標準という問題は存在しなかった。しかし、国語が性質上官話と異なっており、全国の国民が学ばなければならない標準の言語であるため、方言ないし郷土言語に対する強い排他性を有する<sup>3</sup>。しかし、それだけに注目すると国語教育の多面性を見失う恐れもある。それを明らかにするには、国語教育を推進するシステムや組織、教科書の内容などから分析しなければならない。

国語教育の推進について、台湾各地の青年団体や部落振興會などの社会教育団体・施設も担っているが、本章では台湾初等教育の沿革を皮切りに、台湾の子どもの初等教育を担う機関である公學校（その前身は前述した國語傳習所で、戦時期は國民學校に改編）の「國語」教科を中心に考察を進めていく。公學校には修身や國史、地理など様々な教科目があるが、何故本章では國語科のみを取り上げて分析するかというと、公學校全体の学習時間を最も重い比重を占めている教科目は國語科<sup>4</sup>だからである（その他の教科目については次章以降に述べる）。こうした國語科は、教科書ではどのような内容が載せられていたのだろうか。また、日本における郷土教育はドイツに模し、明治維新から始まり<sup>5</sup>、後にも台湾に伝わっていったが、國語教科書においては台湾という郷土が如何に描かれていたのだろうか。定義によれば郷土教育は地方文化教育、農村教育、愛国教育に分けられるが、國語教科書ではどのような意義を内包していたのだろうか。また、それを多文化教育の視点から見れば何の意味をもたらすのだろうか。日本統治時代に國語教科書は全5期出版・使用されたが、本章はそれぞれの時期に合わせて上述した諸問題を考察していく。

### 第一節 台湾における近代化教育の始まり

日本が初めて手に入れた植民地である台湾で近代的教育を推進しようと考えられたのは、臺灣總督府の第一任学務部長に務めた伊澤修二である。1895（明治28）年5月10日に海軍中將・樺山資紀が台湾

総督になった後、21日に「臺灣總督府假條例」（假條例というのは臨時条約を意味する）を制定した。それによって臺灣總督府の下に總督官房、陸軍局、海軍局、民政局を設置し、民政局の下に内務部、外務部、殖産部、財務部、逓信部、司法部、學務部が設けられており、学務部は「教育ニ關スル事務ヲ掌ル」のである。伊澤修二は当時の學務部部長心得として6月17日に台北に到着し、翌日から城内の大稻埕のある民家で學務部の事務を扱い始めた<sup>6</sup>。すなわち、日本が台湾を領有する初期に各地で武力抵抗が起きており、それに対して臺灣總督府が台湾平定のために軍隊を整備していると同時に、伊澤による台湾教育事業が既に進まれようとしていた。

伊澤は樺山総督に新領地の台湾の教育方針に関する意見書を提出した。その意見書には「目下急要ノ教育關係事項」と「永遠ノ教育事業」に分かれているが、その内容の概要は下の通りである。

「目下急要ノ教育關係事項」：

- (一) 彼我思想交通ノ途ヲ開クベキ事。
- (二) 文教ヲ尊ブノ主意ヲ一般人民ニ知ラシムベキ事。
- (三) 宗教ト教育トノ關係ニ重キヲ置クベキ事。
- (四) 人情及風俗ヲ視察スベキ事。

「永遠ノ教育事業」：

- (一) 臺灣總督府所在地ニ師範學校ヲ設ケ、之ニ模範小學校ヲ附屬セシムベキ事。
- (二) 師範學校用及小學校用ノ教科書ヲ編輯スベキ事。
- (三) 各縣所在地ニ漸次師範支校ヲ置キ、各之ニ模範小學校ヲ附屬セシム。(以降省略)
- (四) 總督府所在地又ハ各縣設置ノ模範小學校整備スルニ至レバ、漸次各地ニ小學校ヲ設置スベシ。(以降省略)
- (五) 師範學校ノ學科整備スルトキハ、之ニ併シテ農業、工業等ノ實業科ヲ設クルヲ要ス。是レ臺灣ハ将来殖産興業ノ要地トナルベキ所ナレバ、其教育方針モ實業ヲ主トスベキヲ以テナリ<sup>7</sup>。

上記の「目下急用ノ教育關係事項」の具体的な内容に注目したい。その(一)「彼我思想交通ノ途ヲ開ク」の「彼」というのは台湾人ないし新領地人(本島人)を意味し、「我」というのは日本人ないし内地人を指す。同項目の(甲)「新領地人民ヲシテ、速ニ日本語ヲ習ハシムル方法ヲ設クベシ」や(乙)「本土ヨリ移住セル者ヲシテ、日常須要ナル彼方言ヲ習ハシムル方法ヲ設クベシ」によると、「思想交通」というのは台湾人に日本語教育を受けさせる必要があるが、本土から移住する内地人にも日常生活に必要な「彼方言(現地の地方言語、当時は台湾語(福佬語のこと。以下台湾語)を指す)」を習わせる方法を設けなければならないということである。こうした「彼我思想交通ノ途」を開くためには、理解しやすい適切な会話書を編纂する必要がある。また、師範學校や模範小學校、實業學校などといった「永遠ノ教育事業」が行えるようまず急務である基礎的教育事業を行わなければならない。従って、學務部の最初の仕事は会話書の編纂と学堂(寺子屋のような施設)の開設となったのである。

#### 第一項 國語傳習所の設置とその教授趣旨

伊澤の意見書が提出された後の6月26日に、學務部は台北北部の芝山巖に移転し、学堂を設立し、方言の研究と会話書の編纂に力を注ぐ一方、現地の台湾人にも日本語教育を行った。新領土の人々を教化する前提は台湾人と日本人に互いの言語を学ぶこと、すなわち言語・意思の疎通であると伊澤は考えたため、言語学習を提供する施設の整備が必要で、最も緊迫で重要な事業でもある。

1896(明治29)年3月に日本政府によって勅令第94号「總督府直轄學校官制」が發布され、臺灣總

督府に直轄して官費で経営する國語學校（その附屬學校を含む）と國語傳習所を設置することが規定された。國語傳習所には甲科と乙科に分かれ、甲科は通訳の訓練を目標とし、普通知識を有する青年を募集し、カリキュラムが言語の訓練をメインとされ、半年を修業すれば卒業できる。一方、乙科は普通教育に近似しており、一般の学齡児童を募集し、そのカリキュラムは甲科と同じく言語の訓練が重視されるが、一般学科も教授し、修業年限は4年である。

國語學校というのは後の師範學校の前身で、台湾の初等普通教育教員を養成する揺りかごである。その附屬學校は國語學校卒業生が教育実習を行う場としても扱われ、初等普通教育を実施する模範學校で、前述した「永遠ノ教育事業」の中の模範小學校のことでもある。

國語傳習所と國語學校附屬學校は制度改正のため、1898（明治31）年に公學校として再編され、一般の台湾人子弟にとって主な教育機関となった。しかし、國語傳習所が出来るまで、台湾各地に言語學校が若干存在しており、例えば芝山巖の學務部學堂<sup>8</sup>や臺北縣立國語學校、各支庁が設立する言語學校など<sup>9</sup>がある。これらの學校の共通点は、実際に政務を推進する際に「思想交通ノ途ヲ開」ける人材が欲しくて日本語が通じる台湾人を短期間に仕上げることである。そのため、招集する対象はほぼ基本の読み書き能力を有する成人である。この点は以降の國語傳習所甲科に受け継がれることになった。

近代化教育學校の特徴の一つである「人々を集めて教育を行う」という視点から見ると、これらの學堂や言語學校、國語傳習所などはこうした特徴を持っているが、國語傳習所はそれ以前の言語學校と一つ異なる点がある。1896（明治29）年府令第15号「國語傳習所規則」第1条では、「國語傳習所ハ本島間人ニ國語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ日本國的精神ヲ養成スヲ以テ本旨トス」と國語傳習所の設置目的を規定している。すなわち、國語傳習所は単に日本語を教授する教育機関のみならず、「日本國的精神」つまり国民精神の養成という責務をも担っているのである。この規則は國語傳習所の編制や学期、授業時間、教授科目とその内容、教科書・参考書、入学・退学、試験、卒業などに対して詳しく規定している<sup>10</sup>。こうした法規の内容を見ると、当時の教育事業立案者は近代學校をモデルにして國語傳習所をデザインしようとしたと考えられる。

國語傳習所が発足した初期、台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中（位置は彰化にある）、鹿港、苗栗、雲林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島（位置は媽公城にある）と台湾の14個の主要な市町に設置された。甲科は15～30歳の普通知識を持つ成人を対象者にして、國語の他に初歩的な讀書と作文をも教授する。その修業期限は半年で、試験に合格した者は卒業となる。しかし1897（明治30）年以降、日本語・台湾語の通訳の切迫する需要はなくなったため、通訳の養成を目標とした甲科は翌年の「臺灣公學校令」の發布後、公學校の速成科に編入され、後に廃止された。それに対して、國語傳習所乙科は8～15歳の学齡児童を受け入れ、國語や讀書、習字、作文、算術などの基本教科の他に、場合によって地理や歴史、唱歌、體操、裁縫などの科目も教授される。学期の設計については日本内地の小學校と同じく、1学年に3学期が分かれ、修業年限は4年である。甲科と乙科は共に学費を徴収しないが、甲科のみ「給費生」制度が設けられ、生徒の生活補助として支給されることができ<sup>11</sup>。

國語傳習所の他に、國語學校には三つの付屬學校があり、台北近郊の元學務部芝山巖學堂の八芝蘭、艋舺、大稻埕にそれぞれ設置されており、課程の編制は内地の小學校と近似している。第一付屬學校の修業年限は6年で、第二と第三付屬學校は4年で、内地人の学齡児童と8～25歳の台湾人を受け入れる。付屬學校の科目配置は國語傳習所乙科より完備しており、修身や國語、讀書、作文、習字、算術、唱歌、體操など<sup>12</sup>がある。

以上を見ると、日本統治初期に応じて日台通訳の緊急な需要のための國語傳習所甲科より、國語傳習

所乙科と國語學校の付属學校のほうが近代教育の特徴を有し、「臺灣公學校令」が發布されるまでの約3年間にわたって台湾人子弟が教育を受ける施設となったのである。

### 第二項 公學校の設置とその教授趣旨

1898（明治31）年7月28日、臺灣總督府によって勅令第178号「臺灣公學校令」と第179号「臺灣公學校官制」が發布され<sup>13</sup>、台湾における公學校制度を確立した。同年に前述した國語傳習所と國語學校の付属學校は公學校として改編された。公學校制度が実施された当初、台湾全体における公學校数は55校あり、当該年度末に76校に、翌年に94校に、1900（明治33）年に117校に増えた。1933（昭和8）年の統計によると、当該年度の台湾における公學校数は769校で、教員人数5764人、生徒人数30万9768人、就学率37.02%である<sup>14</sup>。1940（昭和15年）、つまり公學校が「國民學校」に改編される一年前の調査によると、台湾における公學校数は824校（分教場を含む）で、教員人数9563人、生徒人数63万2782人、就学率52.97%である<sup>15</sup>。以上を見ると、公學校というのは台湾の日本統治時代に実施された最も長い初等教育制度（1898～1941）であり、その後國民學校に改編されたものの、台湾の初等教育史においては重要な位置づけであると分かる。

1898（明治31）年に發布された府令第78号「臺灣公學校規則」（第一次）第1条「公學校ハ本島人ノ子弟ニ德教ヲ施シ實學ヲ授ケ以テ國民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ國語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」<sup>16</sup>によると、道德教育の優位性を立たせるかのように、学制以来重視されてきた実学よりも「德教」（道德教育または德育のこと）の実施を前に置いた。同規則の第9条によると、德教を「施スニハ人トシテ必須ナル德義ノ教訓ト我國民トシテ必要ナル性格ノ陶冶トニ注意センコトヲ要ス」とし、実学を「授クルニハ其智識技能ノ精確ニシテ實用ニ適センコトヲ要ス故ニ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシムヘシ」<sup>17</sup>とした。後者の実学の実施目的を見ると、1896（明治29）年に發布された「臺灣總督府直轄國語傳習所規則」第13条の「…智能ノ啓發ハ世ニ立チ業ヲ營ムニ必須ナル知識技能ヲ得シムル…」から延伸されたものと考えられる。一方、德教の実施目的には「人トシテ必須ナル德義ノ教訓」と「我國民トシテ必要ナル性格ノ陶冶」が分かれており、前者は社会生活を営む上に必要な基本的徳性の養成であり、道德教育だと看做することができるが、後者は国民精神の養成であり、愛国教育の性質を有するものであると判断できる。

以上の公學校に関する規則を見ると、公學校教育の趣旨は実生活に必要な実学の教授、道德教育、國語の精通と3つの方面に集約していると分かる。実際、國語教科書に以上の3つの要素とその他様々な要素が含まれており、それについては本章の第四節以降に分析していく。

### 第三項 國民學校の成立とその教授趣旨

1941（昭和16）年に勃発した太平洋戦争に伴い、普通初等教育システムにも大きな変革を迎えることになった。日本内地では1941（昭和16）年3月1日に勅令第148号「國民學校令」が公布され、それと同じ歩合で臺灣總督府は同年3月29日に勅令第255号によって「臺灣教育令」を改正し、普通初等教育、つまり全島150校の小學校と820校の公學校（分教場を含む）が一斉に「國民學校」と改称された<sup>18</sup>。

國民學校令第1章第1条では「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」と明言されており、「教育」ではなく「鍊成」を目的とされたことが、日本の近代学校制度が始まって以来大きな変革であったと言える。「鍊成」というのは「鍛練」と「育成」<sup>19</sup>を意

味し、上記の条文を見ると國民學校は「皇國臣民の資質を鍛練・育成させる」ことを目的とした場所であると分かる。また、文部省による國民學校令訓令でも國民學校というのは皇國民の錬成を主眼とした「修練道場」<sup>20</sup>であると明記されている。

國民學校は各教科目を國民科・理數科・體鍊科・藝能科・實業科と5つの教科目に統合し、その中の國民科には修身・國語・國史・地理の4科目がある。國民科の教授要旨は「我ガ國ノ道德・言語・歴史・國土國勢等ニツキテ習得セシメ特ニ國體ノ精華ヲ明ニシ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムル」ことである。ここで言う「皇國ノ使命」というのは、國語科は後述するが、修身科では「皇國ノ道義的使命」とされ、國史科では「皇國ノ歴史的使命」とされ、地理科では「皇國ノ東亞及世界ニ於ケル使命」<sup>21</sup>とされている。

## 第二節 國語教科の出現とその教授要旨

日本統治時代の主な初等教育機関である公學校の各教科の授業比重を見ると日本統治時代の教育において最も重視されたのは國語教科であると分かるが、最初狭義的に日本語のみを指す「國語」が一つの教科目に統合されるまで少し時間がかかった。以下は簡略にその変遷を述べる。

日本が台湾を領有することになると、日台言語の通訳が可能な人材の調達が喫緊の課題となったため、**1896（明治29）年6月**に「國語ヲ教授」<sup>22</sup>するために前述した國語傳習所を設立した。

國語傳習所は、國語、讀書作文、習字、算術と4つの教科目によって成り立っている。「國語傳習所規則」によると、國語科の教授は「本國現行ノ言語ヲ用テ自己ノ思想ヲ精密ニ流暢ニ言明スルコト並他人ノ言語ヲ明瞭ニ解釋スルコトニ通熟」することで、讀書作文科の教授は「國語ノ教授ニ件ヒ現行普通ノ文字文句文章ノ讀ミ方綴り方及意義ヲ知ラシメ適當ナル字句ヲ用テ正確ニ自己ノ思想ヲ表出シ他人ノ文章ヲ解釋スル事ニ通熟」することで、習字科の教授は「先ツ姿勢執筆ノ法ヨリ始メ運筆ノ順序字畫ノ結構ヲ知ラシメ務メテ速寫ニ熟セシメンコトヲ要ス而シテ其手本ノ文字ハ讀書ニテ學習セル文字ニ就キ假名ノ單語數字民間日用ノ文字書翰文及公用書類等ヲ以テ之ニ充ツ」ことである<sup>23</sup>。従って、國語科は聞く・話すことに、讀書作文科は読む・書くことに、習字科は文字を書くことにそれぞれ重点が置かれていることが分かる。日本の子どもにとって日本語を聞く・話すことは改めて学習する必要はほぼなかったが、台湾の子どもにとっては聞くことと話すことから学ばなければならなかった。これは植民地で國語教育を行う際に生じる特有の状況である。

「國語」という用語は日本本土では明治20年代（1887～1896）以降になってから特別な意味を帯びるようになった。ヨーロッパに留学した上田萬年が**1894（明治27）年**に帰国した後、ヨーロッパの言語学を日本に引き入れ、日本の國語学を樹立しようとした。日清戦争の翌年、上田は「國語は…＜中略＞…所謂大和民族の精神的血液たるものなり…＜中略＞…教育の實行之に依りて國民的性質を帶ふ」<sup>24</sup>と訴え、國語教育が日本の成立と繁栄の基礎であると主張した。彼もまた國語調査研究機関の設置を提唱し、大日本教育会の賛同を得た後、**1900（明治33）年**に文部省でその準備委員会が設置された。同年に「小學校令施行規則」が公布され、「國語」という新しい教科が設立された。**1902（明治34）年**に國語調査委員会が正式に発足することによって、日本語は「國語」という新しい形で登場することになった<sup>25</sup>。小學校での國語科の新設や新規定もこうした風潮に反映したものであると考えられる。

こうして見ると、台湾における國語傳習所が**1896（明治29）年**に教科目で「國語」という言葉を使用することは、日本内地の小學校より早いことになる。しかし、前述した教授の中心を見ると台湾での「國語」の使い方は狭義的なものと言える。**1900（明治33）年**に日本内地の小學校で「國語」科が成

立し、1904（明治 37）年に台湾の公學校でも日本語の読みや書き、話しなどを「國語」科として統合した。従って、台湾では日本語が國語と称されるのが早かったが、台湾の國語教科の設立が日本本土より早いとは言えないのである。

以上、國語科の出現について述べてきたが、その教授要旨は時期によって異なるため、以下はそれぞれの時期の教授要旨を考察していく。

1904（明治 37）年に發布された府令第 24 號「臺灣公學校規則改正」によると、公學校の教科目は修身、國語、算術、漢文、體操であり、女子学生のみ裁縫が加わることになる。これで公學校が成立した初期の國語、讀書作文、習字の三科目を一つの科目、國語に統合されることになった。新公學校規則が規定する國語科の教授要旨は、「普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ發表スル能ヲ養ヒ兼テ智德ヲ啓發」<sup>26</sup>することである。

1912（大正元）年に公學校規則が府令第 40 号によってまた改正され、國語科の教授要旨は「普通ノ言語文章ヲ教ヘテ其ノ應用ヲ正確自在ナラシメ兼テ智德ヲ啓發シ特ニ國民精神ノ涵養ニ資」<sup>27</sup>することとされた。これで國語科は教授要旨に初めて「國民精神ノ涵養」が加わることになったため、國民精神を養成する重要な教科目となったのである。

1922（大正 11）年、府令第 65 號の公布・実施によって公學校規則がまた改正された。今回の改正後、國語科の教授要旨は 1941（昭和 16）年の「國民學校令」の頒布まで約 19 年間変更されなかった。その第 25 条によると、國語科の教授要旨は「普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ發表スル能ヲ養ヒ兼テ智德ヲ啓發シ特ニ國民精神ノ涵養ニ資」<sup>28</sup>することである。前回の改正内容とほぼ変わらず、ここでも「國民精神ノ涵養」が強調されている。

1941（昭和 16）年 3 月 29 日に「臺灣教育令」の改正によって公學校などの初等普通教育学校が一斉に國民學校に改称された。前節で述べた通り、國民學校の國語科は他の 3 科目と一緒に國民科の下に配属された。その教授目標は「日常ノ國語ヲ習得セシメ理會力及發表力ヲ培ヒ國民ノ思考感動ヲ通シテ國民精神ノ涵養」である。國語科の教授目標は公學校時代と同じく「國民精神ノ涵養」であるが、「日常ノ國語ヲ習得」を目的の一部としていることに注目したい。この条文によって國語科の「生活化」が求められ、讀方（読み）では「兒童ノ生活ノ表現ヨリ出發」しなければならず、話方（話し）では「兒童ノ自由的發表」が奨励され、綴方（作文）では「兒童ノ生活ヲ中心」<sup>29</sup>にした教授の仕方などは、大正デモクラシー以来の郷土教育運動による影響が覗えると考えられる。しかし、國語科はこの時期において新設した國民科の下に配属された教科目であるため、必然的に「國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命」を果たす教科目となっているのである。

### 第三節 全 5 期の國語教科書

1900（明治 33）年まで台湾では統一した「國語」讀本がなく、國語傳習所と公學校で使用されている教科書も日本内地の小學校用教科書や總督府が編纂したタイトルに「臺灣適用～」が付いた各種教科書、例えば『臺灣適用國語讀本初歩』や『臺灣適用會話入門』、『臺灣適用書牘文』など様々であった<sup>30</sup>。後の公學校國語教科書に近似しているのは『臺灣適用國語讀本初歩』で、その上巻は 1896（明治 29）年に発行されたが、下巻は発行されていなかった。

臺灣總督府は 1901（明治 34）年から全 12 巻の『臺灣教科用書國民讀本』を発行し、その後は 4 回の改訂が行われた。全 5 期の臺灣總督府府定國語讀本の刊行表は以下の通りである。

表 1：臺灣總督府府定國語讀本刊行分期表<sup>31</sup>

期数	初版発行年	読本名称	巻数
第 1 期	1901～1903（明治 34～36）年	『臺灣教科用書國民讀本』	1-12
第 2 期	1913～1914（大正 2～3）年	『公學校用國民讀本』	1-12
第 3 期	1923～1926（大正 12～15）年	『公學校用國民讀本』 <sup>32</sup>	1-12
	1930～1933（昭和 5～8）年	『公學校用國民讀本（第二種）』	1-12
第 4 期	1937～1942（昭和 12～17）年	『公學校用國語讀本（第一種）』	1-12
第 5 期	1942（昭和 17）年	『コクゴ』、『こくご』	1-4
	1943～1944（昭和 18～19）年	『初等科國語』	1-8

上表を見ると第 1 期の教科書は約 11 年、第 2 期は約 9 年、第 3 期は約 14 年、第 4 期は約 4 年、第 5 期は約 2 年が使用されていたと分かる。第 1 期教科書の『臺灣教科用書國民讀本』が発行された時に、日本内地では国語教科書の採用について未だ国定教科書制度に踏み込んでおらず、検定制度時期にあった。それと比べて、植民地である台湾では文化・教育を所管する民政部の編纂した統一の教科書が採用されたため、日本内地より一足早く中央政府による教科書統一制度を採ったのである。しかし、第 2 期以降の台湾の国語教科書は、日本内地の国定読本より遅く出版されるようになり、またその影響も見られるようになった。その他、最初の國民讀本が発行される際に、總督府によって会話科と習字科の補助教材や練習本として全 6 巻の『國民讀本参照國語話方教材』と全 12 巻の『臺灣教科用書國民習字帳』<sup>33</sup>が出版された。

教科書の内容を分析するには、各課の内容をカテゴリー化してから考察するのは有効的な手段であるが、臺灣總督府が刊行した『國民讀本編纂趣意書』は一次史料として参考価値が高いが、一つの課に一つのカテゴリーないし項目にしか属されず、そのカテゴリーもまた疑問の余地がある。例えば第 3 期の巻 6 第 1 課「公園」は『國民讀本編纂趣意書』によると「文学教材」のカテゴリーに属されるが、内容を検証すると純粋に言語を教授する内容だけでなく、「公園の花を勝手に摘んではいけない」といった公共的徳に関する内容が入っているため、「道德教育」に分類したほうが妥当であると考えられる。そのため『國民讀本編纂趣意書』の分類法に従わず、近年の研究では学者が自ら分類することが多く、その仕方も異なる。例えば蔡錦堂は一つの課を一つのカテゴリーに属させ、「文学・歴史・科学・実業・社会（一）・社会（二）・皇室関係・国家関係・生活（一）・生活（二）」と 10 項目に細かく分類する<sup>34</sup>。また、課によって一つ以上の意味を帯びる文章もあるため、一つの課を一つ以上のカテゴリーに属させる分類の仕方もある<sup>35</sup>。本論文は後者の分類法を取り入れ、一つの課に一つ以上の意味を持てばそれぞれのカテゴリーに算入する仕方にする。例えば第 1 期巻 11 第 14 課「樟腦」は、『國民讀本編纂趣意書』によると「理科教材」のカテゴリーに属されるが、台湾の特産として紹介される他、樟腦の製造過程を詳しく説明しているため、「台湾事物・郷土教育」項目と「実業教育・実学知識」項目に分類する。

以上を踏まえて次項から各期の国語教科書を分析していくが、より郷土教育的要素を明らかにするため、各課の内容を大方①台湾の人物伝記や生活、歴史、文化、地理、風景描写などを含む「台湾事物・郷土教育」、②日本の人物伝記や生活、歴史、文化、地理、風景描写などを含む「日本事物」、③天皇や皇族の伝記、皇室に関する祝祭日、皇室と国家との関連性などを含む「皇国史観」、④産物や工業、商業、農業、衛生観念、科学概念、法制社会などの近代化知識を含む「実業教育・実学知識」、⑤公共道徳や儒教的価値観を強調する「道德教育」、⑥以上のどの分類にも属さない「その他」、と 6 つのカテゴリ

リーに分け、一つの課に一つ以上の意味を持たばそれぞれのカテゴリーに算入する。なお、全5期の國語教科書の各カテゴリーは時代区分によって少し異なる部分もあるが、本論文は主にそれを踏まえて地方文化教育としての郷土教育、農村教育としての郷土教育、愛国教育としての郷土教育を中心に考察していく。

#### 第四節 第1期國語教科書『臺灣教科用書國民讀本』の分析

第1期國語教科書である『臺灣教科用書國民讀本』は、臺灣總督府民政部學務課によって編纂され、1901（明治34）年から1903（明治36）年にかけて出版され、1913（大正2）年まで使用された。全12巻の教科書は6学年の生徒に提供され、前3巻は全て片仮名で構成され、第4巻からは平仮名が入れられ、第5巻からは漢字も記載された。

各課の内容を前項で提示したカテゴリーで分類すると以下（表2参照）の結果となる。各課のタイトルの後ろに巻数と課数を括弧内に付けており、例えば巻10第9課「臺北」を「臺北（10-9）」と表記する。なお、巻1と巻2には課のタイトルがないため、数字のみとなる。

表2：第1期國語教科書『臺灣教科用書國民讀本』内容分類

カテゴリー	タイトル	課数
台湾事物・郷土教育	スイギユウ (5-2)、稲 (5-15)、苗代 (7-4)、田植 (7-6)、水牛ト馬 (7-7)、茶 一 (7-9)、茶 二 (7-10)、阿金のしんせつ (7-11)、ペエリオンツヌ (7-15)、醫者 (7-17)、衛生 (7-18)、馬と豚の話 (8-6)、稲刈 (8-10)、米 (8-11)、阿片 (8-16)、臺灣 (9-8)、生蕃 (9-9)、基隆ト神戸 一 (9-10)、基隆ト神戸 二 (9-11)、芭蕉 (9-14)、纏足 (9-15)、織物 (9-16)、臺北 (10-9)、臺北カラ臺南マデ 一 (10-10)、臺北カラ臺南マデ 二 (10-11)、臺南 (10-12)、鄭成功 (10-13)、臺灣一周 一 (11-9)、臺灣一周 二 (11-10)、和蘭人 (11-11)、樟腦 (11-14)、臺灣總督府 (11-20)、河流 (12-6)	33
日本事物	ももたろお (5-3)、ももたろお (5-4)、ももたろお (5-5)、おののとおふう (5-14)、太郎と次郎 (5-16)、猿と蟹 一 (6-6)、猿と蟹 二 (6-7)、一月一日 (6-15)、清吉の正直 (6-17)、日本ノ地圖 (8-1)、富士山 (8-2)、多助のしんぼお (8-3)、保己一 (8-18)、東京 (9-2)、上野公園 (9-3)、勉強 (9-7)、基隆ト神戸 一 (9-10)、基隆ト神戸 二 (9-11)、井上でん (9-17)、孫次郎 (9-19)、京都 (10-2)、天下の糸平 (10-7)、學問ト職業 (10-19)、濱田彌兵衛 (11-12)、臺灣總督府 (11-20)、景色 (12-1)、我國ノ気候 (12-5)、野中兼山 (12-13)、	29
皇国史観	天長節 (6-8)、紀元節 (7-1)、宮城 (7-2)、臺灣神社 (8-9)、仁徳天皇 (9-1)、我國 (10-1)、ダイゴ天皇 (10-18)、學問ト職業 (10-19)、國旗 (11-1)、我國の歴史 一 (11-2)、我國の歴史 二 (11-3)、家ト國 (11-19)、我國の歴史 三 (12-2)、我國の歴史 四 (12-3)、黄海の戦 (12-8)、明治の御代 (12-20)	16
実業教育・実学知識	キレイニナサイ (3-5)、ミズ (4-5)、モノサシ枴ハカリ (6-11)、砂糖 (6-12)、郵便 (6-16)、蒸氣 (7-12)、蒸氣車 (7-13)、醫者 (7-17)、衛生 (7-18)、商人 (8-4)、豚 (8-5)、時計 (8-7)、手紙 (8-8)、雨 (8-13)、海 (8-14)、飲水 (8-15)、阿片 (8-16)、動物 (9-4)、基隆ト神戸 一 (9-10)、基隆ト神戸 二 (9-11)、	45



	人體 (9-12)、食物 (9-13)、織物 (9-16)、朝顔 (10-3)、蜜蜂 (10-4)、貯金 (10-6)、商業 (10-7)、手紙 (10-15)、石炭 (10-16)、輕氣球 (11-4)、太陽 (11-5)、草木 (11-6)、鹽 (11-7)、工業 (11-13)、樟腦 (11-14)、博覽會 (11-15)、花ごご (11-16)、ペスト病 (11-17)、養生おすゝめる文 (11-18)、隣國 (12-7)、電氣 (12-12)、廢物利用 (12-16)、人民保護 (12-17)、租税 (12-18)、世界 (12-19)	
道徳教育	ペンキョオスルセイト (3-7)、タロオ (3-8)、テナライ (3-10)、ギョオギノヨイコ (3-11)、ミズガメオワル 一 (4-3)、ミズガメオワル 二 (4-4)、犬と肉 (5-8)、おろかな男 (5-10)、太郎と次郎 (5-16)、家 (6-2)、あわれみのふかい娘 (6-14)、清吉の正直 (6-17)、犬の話 (7-5)、蠅と水牛の話 (7-8)、阿金のしんせつ (7-11)、まげざらい (7-14)、多助のしんぼお (8-3)、二人の農夫 (8-12)、學問 (8-17)、保己一 (8-18)、チエノ種 (9-6)、勉強 (9-7)、井上でん (9-17)、孝行 (9-18)、孫次郎 (9-19)、寓話三題 (10-5)、二人のあきない (10-8)、往ケと來イ (10-14)、寓話三題 (11-8)、悪いめしつかい (12-4)、智恵の話三題 (12-9)、時オ惜メ (12-10)、我家 (12-14)、家政 (12-15)	34
その他	1-1~10、2-1~15、ヨアケ (3-1)、アサガオ (3-2)、アサノシゴト (3-3)、ヒヨコ (3-4)、アサメシ (3-6)、ハシラオニ (3-9)、シャボンダマ (3-12)、メカクシ (3-13)、ウオ (3-14)、ウオツリ (3-15)、ヒグレ (3-16)、ヨル (3-17)、アサ (4-1)、カワノケシキ (4-2)、マキワリ (4-7)、ニンギョオノオキヤク (4-8)、メシタキ (4-9)、ブタ (4-10)、ナ (4-11)、ウマイメシ 一 (4-12)、ウマイメシ 二 (4-13)、ザボントバシヨオノミ (4-14)、ニンギョオノキモノ (4-15)、センタク (4-16)、ムラノケシキ (4-17)、秋 (6-1)、食事のしたく 一 (6-3)、食事のしたく 二 (6-4)、柿 (6-5)、遠足 一 (6-9)、遠足 二 (6-10)、蟻ときりぎりす (6-13)、冬のケシキ (6-18)、春 (7-3)、夕立 (7-16)、孔子 (12-11)	61

上表を見ると、「台湾事物・郷土教育」項目に属するのは33課あり、「日本事物」項目の29課より多いが、「皇国史観」項目の16課を日本事物として算入すれば合計47課（重複する「學問ト職業 (10-19)」を除く）となり、「台湾事物・郷土教育」項目より多い。また「皇国史観」項目が16課あり、高い比重とは言えないのは未だこの時期は日露戦争前だったため、日本のナショナリズムや帝国主義が隆盛期に入っていなかったのだと考えられる。

「実業教育・実学知識」項目は45課あり、61課の「その他」を除けばこの時期に最も比重が重い項目となる。臺灣總督府がこの第1期國語教科書を編纂する前に國語傳習所用、また試作本として『臺灣適用國語讀本初歩』を出版したが、その「緒言」で「此書ハ本島ノ生徒ニ國語ヲ傳習スルト同時ニ廣ク博物、地理、歴史ヨリ理科、天文等ノ諸現象ニ涉レル知識ヲ授ケ以テ學者ノ進テ實學ニ入ルノ階梯トス」<sup>36</sup>と明記している。言い換えれば、植民政府が台湾で真っ先に実施しようとしたのは実学なのである。1898（明治31）年に発布された「臺灣公學校令」によって台湾における公學校教育が発足したが、その下位法である「公學校規則」第1章第1条で「公學校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ實學ヲ授ケ以テ國民タル性格ヲ養成シ同時ニ國語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」と記されている。この文言を見ると、公學校教育で重視されている科目は、道徳教育と実学の2科目であると分かる。また、日本統治時代初期において、植民政府当局にとって台湾を「文明開化」する責務と実業人材を養成する基礎の土台作り

を担っているため、「実業教育・実学知識」項目の比重が重いのは当然であると推測できる。

「道德教育」項目は 34 課で高い比重を占めているのは、前述した通り公學校教育では実学と同じく重んじられているためである。また、この時期に道德教育を専ら担う『修身』教科書が未だなかったため、國語教科書はその穴を補わなければならなかったからである。「その他」項目は 63 課あり、最も多い項目となってしまったが、その中身は会話や子どもの遊び、簡単な風景描写、寓話などであるため、分類が難しく一つの項目にしたのである。

「台湾事物・郷土教育」項目は 33 課あるが、その他の各課に付けられている挿絵でも清国式服装や漢民族的家庭風景、弁髪をしている男の子、纏足をしている女の子など（図 1、図 2 参照）と当時の台湾的要素が盛り込まれており、本文に登場する人物の名前は「阿金（7-11）」<sup>37</sup>や「阿通と阿牛（7-17）」<sup>38</sup>、「忠仔と芋仔（10-14）」<sup>39</sup>、「李種田（10-15）」<sup>40</sup>、「林阿金（11-18）」<sup>41</sup>など台湾的な名前が使用されているため、郷土教育的要素が高いと見られる。第 1 期の教科書の編纂方式は当時流行していたフランス人学者のゴアン（F.Gouin。グアンとも表記される）の言語教授法<sup>42</sup>を取り入れ、巻 1 の最初から日本語の 50 音字だけでなく、台湾語の「8 聲符號」をも提示した<sup>43</sup>。ゴアンは実際の生活から言語を学習すべきだと主張しているため、この國語教科書でも日常生活の会話から応用、次第に文章まで進められていったのだと考えられる。従って、第 1 期の各課はほぼ「本文」とその応用文型である「應用」、また本文を台湾語での読み方である「土語讀方」の三部構成となっている。ここの「土語」というのは台湾の方言の一つである福佬（Holo）語を指しており、福佬族が台湾最大のエスニック・グループであるため、当時は福佬語のことを「台湾語」か「土語」と称されていた。「土語」という言葉には差別の意味があるが、当時の状況を如実に反映するため本論文では元の使い方を採る。同じく「生蕃（9-9）」も台湾の原住民を指す言葉で、現在では差別用語として使われていないが、本論文では元の使い方を採る。

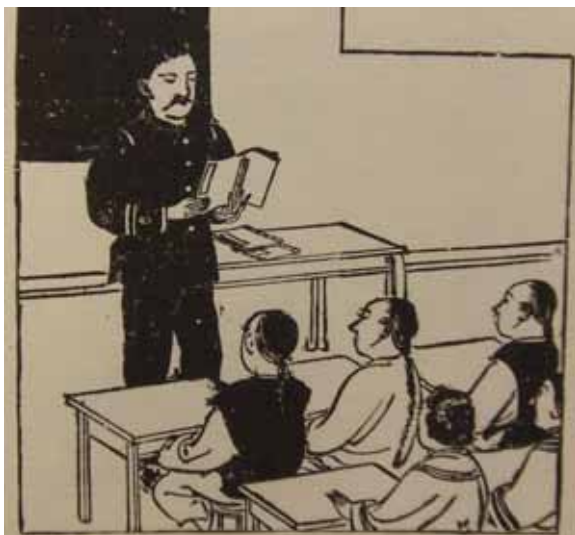


図 1：弁髪をしている男の子。「1-7」<sup>44</sup>



図 2：纏足をしている母と娘。「2-4」<sup>45</sup>

第 1 期巻 1 から巻 4 は、各課は前述した本文・應用・土語讀方の三部構成となっており、巻 5 と巻 6 は應用と土語讀方が交互に本文の後ろに付けられ、巻 7 以降は應用が見られず、土語讀方も少なくなっていた。台湾の子どもに対して應用と土語讀方を付けることは、日常生活での應用や郷土言語ないし母語と標準語の言語互換性などに工夫していると見られるが、実際、土語讀方のほうが本文より遥かに

短く、また本文の内容と乖離するところが多々あるため、「國語重視・母語軽視」の状況になってしまうのである。

例えば巻1第2課では、本文は「オンナノコガ、キモノヲキテイマス（女の子が着物を着ています）。」で、挿絵も女の子が服を着ているものであるが、その「土語讀方」は「イイ テェ チェン オエ（彼女が靴を履いている）。」<sup>46</sup>（図3参照）となってしまう。福佬語の「着る」と「履く」の動詞表現は同じ「チェン」であるが、日本語の本文と違うものを身に付くことになった。また巻1第10課では、本文は「コノコワ、ネルトキニ、チチハハニ、レイ オ シマス。コレワ、ギョウギ ガ、ヨイ コドモ デ アリマス（この子は寝る時に、父母に礼をします。これは行儀が良い子どもであります）。」であるが、「土語讀方」は「ゴア アム シイ カァ サア クヌ。ペエブウ カァ オア クヌ（私は夜早く寝る。父母は遅く寝る）。」<sup>47</sup>となり、本文と一致しているのは「寝る」だけである。巻2第1課では、本文は「ヒ ガ デマシタ。アニワ、オキマシタ。オトオトワ、マダオキマセヌ（日が出ました。兄は起きました。弟はまだ起きませぬ）。」であるが、「土語讀方」は「チツェ ギヌア イァウベエ ソエ ビヌ（この子はまだ顔を洗っていません）。」<sup>48</sup>となり、本文と全く異なる文章となっている。こうした「土語」と國語の内容が異なる状況は、第1期の國語教科書から多く見られ、母語の補助教材としての機能を発揮せず、國語の正統性が如何に強調されているかが覗える。



図3：本文と「土語讀方」の内容が乖離する課の例。「1-2」<sup>49</sup>

「台湾事物・郷土教育」項目では、「スイギユウ (5-2)」や「稻 (5-15)」、「苗代 (7-4)」、「田植 (7-6)」、「水牛ト馬 (7-7)」、「茶 一 (7-9)」、「茶 二 (7-10)」、「馬と豚の話 (8-6)」、「稻刈 (8-10)」、「米 (8-11)」、「芭蕉 (9-14)」、「織物 (9-16)」、「樟腦 (11-14)」など台湾の農村風景や産物に関する描写が最も多く、次に「臺灣 (9-8)」、「基隆ト神戸 一 (9-10)」、「基隆ト神戸 二 (9-11)」、「臺北 (10-9)」、「臺北カラ臺南マデ 一 (10-10)」、「臺北カラ臺南マデ 二 (10-11)」、「臺南 (10-12)」、「臺灣一周 一 (11-9)」、「臺灣一周 二 (11-10)」、「臺灣總督府 (11-20)」、「河流 (12-6)」など台湾の地理に関する記述も多く、地方文化教育や農村教育としての郷土教育が充実していると言える。しかし、端午の節句の風物詩である、台湾の重要な地方文化的行事の一つである「ペエリオンツヌ (7-15)」(ドラゴンボート・レー

スのこと。漢字表記するなら「扒龍船」となる) は、全 12 卷 183 課に 1 課しか出てこなかった。またその課の最後は「はるかむこおにある、日の丸のところえ、早くこぎつけた舟が、かちになるのであります。」<sup>50</sup>と記述されており、挿絵にも日の丸が描かれている(図 4 参照)ため、日本のシンボルと台湾の慣習を結び付ける象徴的内容となった。



図 4：ドラゴンボートレースのゴールに立つ日の丸。「ペエリオンツヌ (7-15)」<sup>51</sup>



図 5：挿絵での原住民像。「生蕃 (9-9)」<sup>52</sup>

その他、台湾の原住民を取り上げる課「生蕃 (9-9)」があるが、その内容は「臺灣ニワ、生蕃トイウ、チエモナク道理モ知ラナイ人ガ、タクサンイマス…<中略>…顔ヤ手足ナドニ、イレズミオシタモノガ、タクサンアリマス…<中略>…人ノ首オトツテ、祭ナドオ、スルモノガアリマス…<中略>…病氣ニナッタトキモ、醫者ガアリマセヌカラ、ナオシテモラウコトガデキマセヌ。マコトニ、アワレナモノデアリマス。」<sup>53</sup>と記述されており、一部の原住民の首狩りの旧慣の由来を究明せず、原住民の文化に関する記述も一部の人に顔や手足に入れ墨(図 5 参照)があるぐらいで、一方的に原住民に「野蛮」、「無知」、「可哀想」などのレッテルが貼られている。郷土教育の視点から見ても、多文化教育の視点から見ても受け入れ難い内容となっている。この内容を見ると、日本が「アワレナ生蕃」を「文明開化」させる使

命を果たすかのようなイメージを与えている。同じような日本が台湾を「文明開化」するイメージを与える課は、「醫者 (7-17)」や「衛生 (7-18)」、「阿片 (8-16)」などのアヘン吸引の陋習を改めようとするものと「纏足 (9-15)」のような女性の纏足解放を訴えるものがある。その他、台湾の歴史に関するものは「鄭成功 (10-13)」と「和蘭人 (11-11)」のみで、オランダ人を台湾から追い出す鄭成功が日本人の血を引いている<sup>54</sup>ため、教科書に登場したのだと考えられる。

#### 第五節 第2期國語教科書『公學校用國民讀本』の分析

第2期國語教科書『公學校用國民讀本』は1913～1914（大正2～3）年にかけて出版され、1923（大正12）年まで使用されていた。巻1から巻4は全て片仮名で書かれ、巻5から平仮名が教えられる。第1期と違うのは、「土語讀方」がなくなったことや漢字が巻1から登場し、課名が付くのは巻2からなど、前期より早くなったことなどである。また、日本内地の小學校国定教科書からの影響も見られ、例えば巻1は挿絵付きの「ハナ、ハタ」<sup>55</sup>から始まる（図6、図7参照）ことや母親の第二人称が第1期の「オッカサン」<sup>56</sup>から第2期の「オカアサン」<sup>57</sup>になったこと、巻10第14課の「水兵の母」<sup>58</sup>の内容がそのまま移植されてきたことなどが挙げられる。



図6：第2期巻1の冒頭絵「ハナ」<sup>59</sup>

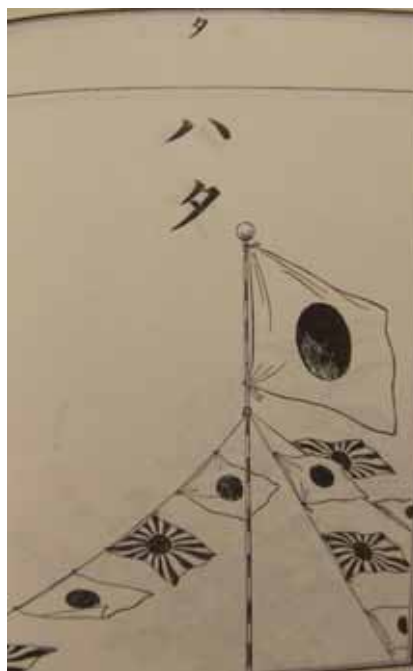


図7：「ハナ」に続いて「ハタ」<sup>60</sup>

今期の各課の内容を第1期と同じ方法でカテゴリー化した結果は下表（表3）の通りである。なお、巻1は一課一課として成立していないため、分類の対象から除外し、巻2はタイトルがないため、数字のみとなる。

表3：第2期國語教科書『公學校用國民讀本』内容分類

カテゴリー	タイトル	課数
台湾事物・ 郷土教育	オミヤゲ (3-10)、リュウガントオンライ (3-13)、バセウト竹 (3-16)、タウエ (4-17)、蝶 (5-4)、ハガキ (5-6)、夏の夕方 (5-11)、水牛 (5-14)、田舎ノ家 (5-15)、コクモツ (5-17)、私どもの村 (6-2)、フネ (6-3)、芭蕉 (6-12)、阿	52

	<p>仁ノ日記 (7-15)、臺灣 (7-18)、臺北 (8-3)、米 (8-4)、茶 (8-5)、衛生 (8-7)、市場 (8-8)、鳥 (8-10)、竹 (8-12)、阿片と纏足 (8-13)、四季 (8-16)、花のさまざま (9-2)、基隆から神戸 (一) (9-4)、基隆から神戸 (二) (9-5)、温泉 (9-12)、盲啞學校 (9-15)、曹公圳 (9-17)、生蕃 (9-22)、兒玉大將 (9-23)、臺灣縱貫鐵道 (10-5)、臺南 (10-6)、鄭成功 (10-7)、雨ト風 (10-9)、醫院 (10-12)、織物 (10-17)、昔の旅 (10-22)、乃木大將 (10-23)、私の家庭 (11-6)、農業 (11-7)、樟腦 (11-12)、測候所 (11-16)、吳鳳 (11-24)、臺灣總督府 (12-2)、臺灣一周 (12-4)、保甲制度 (12-14)、平和な村 (12-15)、臺灣の風景 (12-16)、學校落成式 (12-17)、製糖 (12-18)</p>	
日本事物	<p>次郎ト犬 (5-16)、こだま (5-18)、サルトカニ (一) (5-20)、サルトカニ (二) (5-21)、はなさかぢぢい (一) (6-20)、はなさかぢぢい (二) (6-21)、菅原道真 (7-13)、新年 (8-11)、大日本帝國 (8-15)、警察官 (8-17)、野中兼山 (8-18)、届ト願 (8-21)、基隆から神戸 (一) (9-4)、基隆から神戸 (二) (9-5)、大阪ト京都 (9-6)、塩原多助 (9-9)、富士山 (9-19)、兒玉大將 (9-23)、東京 (10-1)、楠公父子 (一) (10-2)、楠公父子 (二) (10-3)、日本の國 (10-4)、乃木大將 (10-23)、日本一の物 (11-2)、内地觀光 (一) (11-9)、内地觀光 (二) (11-10)、分業 (11-12)、樺太だより (11-15)、助け舟 (一) (12-20)、助け舟 (二) (12-21)</p>	30
皇国史観	<p>花 (3-3)、天長セツ (3-15)、宮城 (5-1)、明治天皇 (6-1)、芭蕉トミカン (6-12)、二月十一日 (6-17)、皇后陛下 (7-1)、日ノ丸 (7-2)、櫻 (7-3)、公園 (7-17)、仁徳天皇 (7-20)、天皇陛下 (8-1)、能久親王 (8-2)、數へ歌 (8-9)、大日本帝國 (8-15)、師の恩 (8-22)、皇大神宮 (9-1)、新聞紙 (9-3)、盲啞學校 (9-15)、生蕃 (9-22)、兒玉大將 (9-23)、楠公父子 (一) (10-2)、楠公父子 (二) (10-3)、赤十字社 (10-13)、水兵の母 (10-14)、乃木大將 (10-23)、昭憲皇太后御歌 (11-1)、日本武尊 (11-3)、旅行先の父より (11-5)、日本海海戦 (11-8)、克忠克孝 (12-1)、我ガ國ノ歴史 (一) (12-11)、我ガ國ノ歴史 (二) (12-12)、我ガ國ノ歴史 (三) (12-13)、國民の至情 (12-23)、卒業を知らずる手紙 (12-24)</p>	35
実業教育・実学知識	<p>タケザイク (3-7)、バセウト竹 (3-16)、四方 (3-17)、トケイ (4-4)、阿金ノ店番 (4-15)、ニイサンニ (5-7)、雷 (5-10)、私どもの畑 (5-13)、フネ (6-3)、水ト火 (一) (6-5)、水ト火 (二) (6-6)、蠅ト蚊 (6-7)、醫者 (6-8)、塩ト砂糖 (6-9)、モノサン枡ハカリ (6-10)、郵便局 (6-11)、蜜柑をおくる手紙 (6-13)、種痘 (6-18)、注文の手紙 (6-19)、蒸氣ノ力 (7-5)、水ノ旅 (7-6)、商業問答 (7-11)、病氣見舞の手紙 (7-12)、電報 (7-14)、蝙蝠 (7-16)、金属 (7-19)、案内の手紙 (7-21)、マッチ (7-22)、悔の手紙 (8-6)、衛生 (8-7)、竹 (8-12)、阿片と纏足 (8-13)、催促の手紙 (8-14)、石炭ト石油 (8-19)、問合せの手紙 (8-20)、届ト願 (8-21)、花のさまざま (9-2)、新聞紙 (9-3)、基隆から神戸 (一) (9-4)、基隆から神戸 (二) (9-5)、貨幣 (9-7)、會社・銀行 (9-8)、動物ノ保護色 (9-10)、空氣 (9-11)、温泉 (9-12)、水害見舞の手紙 (9-14)、盲啞學校 (9-15)、塩 (9-16)、家畜 (9-20)、口上書類 (9-21)、森林 (10-8)、祝の手紙 (10-10)、人體 (10-11)、醫院 (10-12)、鑛山 (10-15)、貯金 (10-16)、織物 (10-17)、蠶 (10-18)、陶器</p>	82

	ト漆器 (10-19)、斷りの手紙 (10-20)、我ガ國ノ漁業 (10-21)、昔の旅 (10-22)、旅行先の父より (11-5)、農業 (11-7)、花筵 (11-11)、傳染病 (11-13)、眼鏡 (11-14)、測候所 (11-16)、虫のさまざま (11-18)、農商工 (11-19)、人民保護 (11-20)、物の價 (11-21)、樟腦 (11-22)、世界 (11-23)、租税 (12-3)、看板ト廣告 (12-5)、貿易 (12-6)、寫真を贈る手紙 (12-7)、太陽 (12-9)、電氣の應用 (12-10)、製糖 (12-18)、卒業を知らずる手紙 (12-24)	
道徳教育	ウサギトカメ (3-5)、コレガスンデカラ (3-14)、阿仁ノシンセツ (4-3)、犬ノヨクバリ (4-6)、イモホリ (4-12)、ヨイ生徒 (4-20)、ヒロヒモノ (5-12)、次郎ト犬 (5-16)、母ノ手ツダヒ (5-19)、古机 (6-14)、約束 (6-15)、往けと來い (7-4)、同情 (7-7)、慾ノマチガヒ (7-8)、たとへ話 (7-10)、公園 (7-17)、師の恩 (8-22)、塩原多助 (9-9)、井上でん (9-13)、曹公圳 (9-17)、格言 (11-4)、私の家庭 (11-6)、分業 (11-12)、呉鳳 (11-24)、克忠克孝 (12-1)、時ヲ惜メ (12-8)、主婦ノ務 (12-19)、人ノ本分 (12-22)	28
その他	2-1~18、日ノデ (3-1)、私ノ本 (3-2)、ウヲツリ (3-4)、ヒヨコ (3-6)、ハシラオニ (3-8)、キンギョ (3-9)、センタク (3-11)、シャボンダマ (3-12)、國語アソビ (3-18)、夕方 (3-19)、月 (3-20)、學校ヘモツテイクモノ (4-1)、タコ (4-2)、時計ノ歌 (4-5)、ナヅ (4-7)、私ノウチ (4-8)、クスリトリ (4-9)、カラスノチエ (4-10)、ブタ (4-11)、菜 (4-13)、人形 (4-14)、カゲエ (4-16)、人形ノ病氣 (一) (4-18)、人形ノ病氣 (二) (4-19)、家 (5-2)、エンソク (5-3)、サザエノジマン (5-5)、ことわざ (5-8)、運動會 (6-4)、停車場 (6-16)、夕立 (7-9)、虎と赤ん坊 (9-18)、孔子 (11-17)	51

表 3 を見ると、「台湾事物・郷土教育」項目は 52 課あり、前期の 33 課より多くなった。「日本事物」項目は 30 課あり、前期とほぼ変わらず、「皇国史観」項目の 35 課を合わせる（重複する 5 課を除く）と 60 課となる。「皇国史観」項目は前期の 17 課の約倍である 35 課になったのは、編纂時期が日露戦争後であるため高揚しているナショナリズムの影響が大きかったと考えられる。実際に戦功を立てた人で、また台湾との関連性を考えて第 3 代臺灣總督を務めた乃木希典と第 4 代臺灣總督を務めた兒玉源太郎の事跡が教科書の内容「乃木大將 (10-23)」と「兒玉大將 (9-23)」となっている。また、前期と比べると皇室の登場人物が増え、天皇（「明治天皇 (6-1)」、「仁徳天皇 (7-20)」、「天皇陛下 (8-1)」など）だけでなく、皇后（「皇后陛下 (7-1)」、「新聞紙 (9-3)」）や能久親王（「能久親王 (8-2)」）、昭憲皇太后（「昭憲皇太后御歌 (11-1)」）、英照皇太后（「盲啞學校 (9-15)」）なども登場している。

第 2 期の「実業教育・実学知識」項目は 82 課あり、前期の 41 課の倍に増え、「その他」項目の 51 課を差し置いて最も重い比重を占めている。1910 年代は前期に引き続き実業人材の育成が必要であることや実証主義が重視されていること、衛生習慣の養成による伝染病の撲滅、近代社会の秩序形成などが考えられる。例えば前期ではアヘンや纏足などの陋習改善について 4 課（「醫者 (7-17)」、「衛生 (7-18)」、「阿片 (8-16)」、「纏足 (9-15)」）をかけて教授したが、今期では 2 課（「衛生 (8-7)」、「阿片と纏足 (8-13)」）のみになった。臺灣總督府が統治初期に衛生条件の改善について成果が挙げられたと考えられる。近代社会秩序の形成というのは、未だ普及したとは言えないものの、初等教育と社会教育の推進と密接な関係を持っている。例えば前期では手紙の書き方に関しては「手紙 (8-8)」と「手紙 (10-15)」の 2 課の

みだったが、第2期では「蜜柑をおくる手紙(6-13)」、「注文の手紙(6-19)」、「病氣見舞の手紙(7-12)」、「案内の手紙(7-21)」、「悔の手紙(8-6)」、「催促の手紙(8-14)」、「問合せの手紙(8-20)」、「水害見舞の手紙(9-14)」、「祝の手紙(10-10)」、「断りの手紙(10-20)」、「旅行先の父より(11-5)」、「写真を贈る手紙(12-7)」、「卒業を知らずる手紙(12-24)」と13項目に細かく分けて、用途別に手紙の書き方を教授している。また、インフラ建設の充実化や法制社会の成立と伴って「電報(7-14)」の書き方・出し方、役所で扱う「届ト願(8-21)」、「口上書類(9-21)」の作成なども教科書の内容となっている。これは初等教育や社会教育の推進によって文字が台湾人にとって徐々に身近な存在になりつつあったと考えられる。

第2期の「道德教育」項目は28課あり、前期の34課より少なくなったのは、この時期修身科専用の教科書が出版されることになったため、國語教科書の「兼修身教科書」という役割はなくなったのである。しかし、儒教的要素が今期から様々な形で各課に登場するようになる。例えば「克忠克孝(12-1)」は和歌韻文体教材であり、1900(明治33)年に明治天皇が学習院に下賜した勅題唱歌であり、「君に忠なる人こそは、やがておやにも孝ならめ、おやに孝なる人こそは、やがて君にも忠ならめ」<sup>61</sup>と儒教的価値観である「忠」と「孝」を一体化させ、つまり親に対する孝行は天皇に対する忠誠に移転できるということである。こうした家父長的国家的倫理観は、1890(明治13)年に明治天皇が頒布した『教育ニ關スル勅語』の礎石であり、「克忠克孝」もその中の一文であった。また「師の恩(8-22)」では、「私どもが此の學校に…<中略>…先生の御恩を受けた…<中略>…國語を話すことができ、物の道理や國民の務をわきまへるやうになりました。私どもをかはいがって育て下さるのは、父母でございます。私どもが安心して暮せるやうにして下さるのは、天皇陛下でございます」<sup>62</sup>と書かれており、教師が教育する恩と父母が養育する恩と天皇が「安心して暮らせてくれる」恩と同等視することになっている。従って、今期から「皇國史觀」と「道德教育」の境界線が曖昧になるようになったと見受けられる。また、「私の家庭(11-6)」や「主婦ノ務(12-19)」など「女性はこう在るべき」だと男女分業を強調する内容も第2期國語教科書の内容から見られる。

第2期の國語教科書における郷土教育的要素は前期より多くなり、「台湾事物・郷土教育」項目の課数にも反映されている。挿絵については、前期に引き続き台湾の農村風景や台湾的家庭を多く取り入れているが、前期に出ていた弁髪をしている男の子や纏足をしている女の子がなくなり、服装に関しても漢民族風と和風が入り混じるようになっている(図8参照)。弁髪の切断と纏足風習の撤廃、服装の変革など文化の変容は、總督府にとって台湾を「文明開化」する治績の一つとなるが、台湾人にとって初期にこそ抵抗感があったものの、後に時代の潮流や他の様々な原因で受け入れるようになった<sup>63</sup>。その他、台湾を領有してからのインフラ建設や近代化制度の設立などの治績を強調する課は前期と比べて相当増えている。例えば「盲啞學校(9-15)」、「臺灣縱貫鐵道(10-5)」、「醫院(10-12)」、「昔の旅(10-22)」、「測候所(11-16)」、「保甲制度(12-14)」、「學校落成式(12-17)」、「製糖(12-18)」などが挙げられる。





図 8 : 男子の弁髪がなくなり、服装も漢民族風（右）と和風（左）が入り混じっている例。「1-p28」<sup>64</sup>

台湾的人名は前期と比べて非常に多くなっており、製表はしないが、全部 27 課で台湾的人名が登場している。その他、水牛や甘蔗は前期でも提起された台湾特有の事物であるが、第 2 期では更に多くなっている。例えばオンライ（パイナップルのこと。図 9 参照。「リュウガントオンライ (3-13)」<sup>65</sup>）、義渡（川の兩岸にある竿で移動する渡し舟。「フネ (6-3)」<sup>66</sup>）、米粉・麵線・冬粉（ビーフン、台湾そうめん、台湾春雨のこと。「コクモツ (5-17)」<sup>67</sup>、「市場 (8-8)」<sup>68</sup>）、竹筏（竹で作られた舟。「竹 (8-12)」<sup>69</sup>）、鳥秋（鳥類オウチュウのこと。「水牛 (5-14)」<sup>70</sup>、「鳥 (8-10)」<sup>71</sup>）、臺灣連翹（一般的にデュランタと呼ばれる花のこと。「花のさまゞ (9-2)」<sup>72</sup>）、鱧魚（レンギョと呼ばれる魚のこと。「市場 (8-8)」<sup>73</sup>）など福佬語の発音をそのまま使われる他、焙爐や包種茶（軽発酵した茶葉に茉莉などの香りをつけるお茶。「茶 (8-5)」<sup>74</sup>）は客家語の発音として初めて教科書に載せられた。こうした台湾郷土特有の事物を郷土言語で表現し、また「茶 (8-5)」のような製茶の技術と文化が文字化・教科書化されることは、地方文化教育と農村教育としての郷土教育が成立したと言える。



図 9 : オンライことパイナップル（左下）。「リュウガントオンライ (3-13)」<sup>75</sup>

第 2 期國語教科書にも前期に引き続き「生蕃 (9-22)」という台湾の原住民の生活や風習を扱う課が

載せられている。ただし、前期のような「チエモナク道理モ知ラナイ人」や「人ノ首オトツテ」、「アワレナモノ」などのマイナス描写はなくなったものの、「今でもやはり昔の風習を傳へてゐますが、中にはいくらか開けてゐるものもあります」と異なる表現をしている。また、文章の最後に「人口は十二萬ばかりで、其の半分以上は最早良い人民になって、色々の仕事を覚え、又學校なども出來て、仕合に暮して居ます。外の生蕃が残らず帝國の良民になって…<中略>…我が皇室の御恩を受ける」<sup>76</sup>と書かれており、政府の「文明開化」を受けたら、仕事もできて學校にも行けて幸せな生活を送られる「良民」になれるという同化政策的な内容である。異なる文化に優劣をつけて「未開＝悪民」・「開化＝良民」というやり方は、總督府側から見るとこれが巧みな「理蕃事業」の手段の一つであるが、台湾の子ども、特に原住民の子どもに与える影響は甚大だと考えられる。「良民」になりたいため、また「良民」として見られたいため、「文明開化」すなわち政府による同化政策を受けて、自らの原住民文化ないし郷土文化を捨てることもあり得るからである。

この「生蕃 (9-22)」で「陋習を改善しろ、帝國の良民になれ」とダイレクトに統治者側の視点で描かれたが、第 2 期から新しく編纂された「吳鳳 (11-24)」は物語の方式で陋習の改善を図ろうとした。「吳鳳 (11-24)」では、「昔、阿里山蕃の通事に吳鳳といふ人物がありました。大層親切なよい通事でしたから。蕃人は親のやうに吳鳳を敬ひ慕つてゐました。もと阿里山蕃は人を殺すことを何とも思はないで、お祭の時に人の首を供へる風がありました。吳鳳が通事になる前の年にも、阿里山蕃は四十何人といふ人を殺して、其の首を取った」ということがあり、吳鳳はこの悪い風習をやめさせたいと思い「これからは決して人を殺すな。お祭には去年取った四十餘りの首を毎年一つづつ供へよ」と言い聞かせたが、40 余年過ぎたらお祭り用の首がなくなったため、「取らせてください」と要求しにきた「蕃人」に対して、吳鳳は「是非ほしいなら明日晝頃來い。赤い帽子を被つて赤い着物を着た人が、此のあたりを通るから、其の人の首を取れ」と言い、翌日にその言葉通りの人物が現れ、蕃人がそれを「殺してから其の顔を見ると、それは吳鳳でした。蕃人は大層びっくりして、泣くやら悔むやら…<中略>…丁寧に吳鳳のお祭をして、これからはきっと人を殺さないといふことを申し合わせました。其の後阿里山蕃が人の首を取らないやうになつたのは、全く吳鳳のお蔭です。」<sup>77</sup>という内容である。自らの身を犠牲にして原住民の陋習を改めようとした「至高の道德」の体現とも言えるこの「吳鳳神話」は、戦後の国民党政権が編纂する教科書にも登場し、民主化した現在では原住民からの抗争や関連研究などによってその故事の真偽についてしばしば論争が起きている<sup>78</sup>が、日本統治時代においてこれは原住民を「道德教化」ないし「文明開化」するのに格好な逸話であるため、第 2 期から第 4 期までこの課は國語教科書で載せられ続けられていた。

#### 第六節 第 3 期國語教科書『公學校用國民讀本』の分析

1919 (大正 8) 年 10 月、臺灣總督として武官總督の代わりに文官總督が就任することになり、1 代目文官總督の田健治郎は同化政策を確立し、台湾を日本内地の延長とした施政方針を打ち出した。第 3 期の國語教科書『公學校用國語讀本』は、こうした同化政策方針が確立された後の 1923 (大正 12) 年に出版され、1936 (昭和 11) 年まで約 14 年間使用された。またこの時期において、台湾学齡兒童の公學校入学率が 1923 (大正 12) 年の 28.60% から 1937 (昭和 12) 年の 46.69%<sup>79</sup> と大幅に高まった一方、伝統的な書房義塾教育が衰退の一途<sup>80</sup>を辿っていた。すなわちこの時期に台湾の約半分の子どもが日本式の近代化初等教育を受けていたのである。

第 3 期の國語教科書は全 300 課・1212 ページあり、前期の 238 課・631 ページと比べて、実際の内

容がほぼ倍増している。従って、下表（表4）は各課の内容を第1期・第2期と同じ方法でカテゴリー化したものであるが、その課数が前期と比べて膨大になっているのである。なお、巻1は一課一課として成立していないため、分類の対象から除外した。

表4：第3期国語教科書『公学校用国民讀本』内容分類

カテゴリー	タイトル	課数
台湾事物・ 郷土教育	イチバ (2-14)、カアレン (2-19)、モククワ (2-23)、オウチウ (2-24)、オミヤゲ (3-13)、コホロギ (3-5)、センタク (3-16)、リュウガントパインアップル (3-21)、私ドモノ庄 (4-8)、あひる (4-11)、水牛 (4-12)、おつかひ (4-13)、母ノ手ツダヒ (4-24)、田ウエ (4-26)、せんだん (4-27)、私どもの島 (5-2)、牛車 (5-7)、西瓜 (5-11)、夏の夕方 (5-14)、おまつり (5-15)、雷 (5-16)、私ドモノ街 (5-20)、やくそく (5-22)、稲刈 (6-5)、バセウトミカン (6-6)、汽車のたび (6-11)、年のくれ (6-12)、市場 (6-14)、爪と齒 (6-26)、榕樹の物がたり (6-27)、福の神 (7-2)、ジャンク (7-4)、臺灣 (7-5)、石屋さん (7-6)、私の兄 (7-9)、澳底の御上陸 (7-10)、茶 (7-13)、夏の日ざかり (7-14)、阿秀の日記 (7-14)、暴風雨 (7-18)、臺東だより (7-23)、電報 (7-27)、臺北 (7-28)、燈臺 (8-5)、農家の秋 (8-7)、竹 (8-8)、昨日の日曜 (8-11)、京城だより (8-12)、塩ト砂糖 (8-14)、臺灣の果物 (8-20)、手紙 (8-21)、呉鳳 (8-25)、神木 (9-1)、とびの魚 (9-2)、昔の旅 (9-4)、魚塩 (9-6)、埤圳の話 (9-7)、樟腦 (9-10)、臺北から屏東まで (9-13)、温泉 (9-16)、鄭成功 (9-23)、明治神宮 (10-1)、基隆から神戸へ (一) (10-2)、基隆から神戸へ (二) (10-3)、新高山 (10-4)、手紙 (10-6)、雨と風 (10-7)、森林 (10-8)、阿里山鐵道 (10-12)、炭坑の話 (10-17)、平和な庄 (10-21)、鳶鑿鼻 (11-3)、手紙 (11-4)、次高登山 (11-18)、天氣豫報と暴風警報 (11-19)、乃木大將 (11-22)、臺灣の農業 (11-25)、郷里の弟へ (12-5)、郊外の秋 (12-8)、臺灣の木材 (12-9)、臺灣の衛生 (12-13)、産業組合 (12-14)、兒玉大將 (12-15)、芝山巖 (12-18)、手紙 (12-22)	85
日本事物	タダイマ (2-6)、オメデタウ (2-18)、サルトカニ (一) (2-26)、サルトカニ (二) (2-27)、サルトカニ (三) (2-28)、ヲノノタウフウ (3-9)、ももたらう (一) (3-28)、ももたらう (二) (3-29)、ももたらう (三) (3-30)、ゑはがき (4-1)、たこ (4-2)、うらしま太郎 (一) (4-14)、うらしま太郎 (二) (4-15)、コダマ (4-21)、花さかぢぢい (一) (4-28)、花さかぢぢい (二) (4-29)、花さかぢぢい (三) (4-30)、年のくれ (6-12)、菅原道真 (7-1)、新井白石 (8-2)、井上でん (8-9)、元旦 (8-15)、伊藤公の幼時 (8-16)、塙保己一 (8-18)、富士山 (8-24)、樺太便り (9-9)、石田梅巖 (9-11)、明治神宮 (10-1)、基隆から神戸へ (一) (10-2)、基隆から神戸へ (二) (10-3)、新高山 (10-4)、助け舟 (10-9)、公慶と奈良の大佛 (10-13)、廣瀬中佐 (10-22)、鴨緑江の開閉橋 (10-24)、國旗 (11-1)、楠公父子 (11-8)、税所敦子 (11-12)、京都・大阪 (11-15)、圓山應舉 (一) (11-16)、圓山應舉 (二) (11-17)、震災美談 (11-21)、乃木大將 (11-22)、北海道 (12-2)、金原明善 (12-10)、公事と私事 (12-11)、兒玉大將 (12-15)、伊勢參宮と大和巡り (12-20)	48

皇国史観	天チャウセツ (3-6)、明治節 (4-3)、天の岩や (5-1)、をろちたいぢ (5-19)、日の丸のはた (5-27)、熊襲せいばつ (6-8)、仁徳天皇 (6-13)、紀元節 (6-21)、菅原道真 (7-1)、澳底の御上陸 (7-10)、名譽の小猿 (8-26)、神木 (9-1)、臺北から屏東まで (9-13)、明治神宮 (10-1)、新高山 (10-4)、水兵の母 (9-25)、空の勇士 (9-26)、皇太子殿下御外遊記の一節 (10-26)、國旗 (11-1)、楠公父子 (11-8)、日本海海戦 (11-11)、税所敦子 (11-12)、國民の至情 (11-20)、震災美談 (11-21)、乃木大將 (11-22)、水師營の會見 (11-23)、明治天皇御製 (12-1)、郷里の弟へ (12-5)、金原明善 (12-10)、兒玉大將 (12-15)、伊勢參宮と大和巡り (12-20)、太平洋 (12-26)	32
実業教育・ 実学知識	ハナ (3-1)、水グルマ (3-3)、コホロギ (3-5)、四方 (3-15)、コガネ虫 (3-18)、水テツパウ (3-24)、阿金のみせばん (4-18)、クワツドウシヤシン (4-19)、コダマ (4-21)、かぢ屋さん (5-3)、なすときうり (5-6)、はへ (5-10)、西瓜 (5-11)、兄さんへ (5-12)、水ト火 (5-24)、蚊とマラリヤ (6-3)、蜜柑をおくる手紙 (6-7)、ぢしん (6-9)、イウビン (6-16)、病氣みまひの手紙 (6-18)、水のたび (6-23)、鐵道工夫 (6-25)、爪と齒 (6-26)、やくわんと鐵びん (7-3)、白あり (7-7)、米 (7-11)、短い手紙 (7-12)、茶 (7-13)、阿秀の日記 (7-17)、暴風雨 (7-18)、正夫の開店 (7-20)、商業問答 (7-21)、鳥 (7-22)、臺東だより (7-23)、石炭ト石油 (7-24)、地引網 (7-25)、電報 (7-27)、動物の保護色 (8-3)、燈臺 (8-5)、竹 (8-8)、京城だより (8-12)、塩ト砂糖 (8-14)、臺灣の果物 (8-20)、手紙 (8-21)、空氣 (8-22)、とびの魚 (9-2)、世界 (9-3)、魚塭 (9-6)、埤圳の話 (9-7)、樺太だより (9-9)、樟腦 (9-10)、啞の學校 (9-15)、温泉 (9-16)、家の普請 (9-17)、星の話 (9-19)、汽船・汽車の發明 (9-20)、手紙 (9-21)、南洋の名果 (9-22)、基隆から神戸へ (一) (10-2)、基隆から神戸へ (二) (10-3)、手紙 (10-6)、雨と風 (10-7)、森林 (10-8)、分業 (10-10)、貨幣 (10-11)、傳書鳩 (10-14)、炭坑の話 (10-17)、手紙 (10-18)、物の價 (10-20)、くもの物語 (10-23)、母の教 (10-25)、國旗 (11-1)、手紙 (11-4)、ゴム (11-5)、天氣豫報と暴風警報 (11-19)、南米より (父の通信) (11-24)、臺灣の農業 (11-25)、印刷 (12-4)、銀行 (12-7)、臺灣の木材 (12-9)、臺灣の衛生 (12-13)、産業組合 (12-14)、電氣の世界 (12-16)、制裁 (12-17)、手紙 (12-22)、世の中 (12-23)、製糖工場を見る (12-25)	87
道徳教育	ヲノノタウフウ (3-9)、阿仁ノシンセツ (3-26)、カシコイ子ドモ (4-5)、さつのさいばん (4-10)、お話二つ (4-22)、母ノ手ツダヒ (4-24)、ヒロヒ物 (4-25)、となりの卵 (5-13)、やくそく (5-22)、古机 (5-25)、さいふ (5-26)、公園 (6-1)、同情 (6-19)、けんやくと義捐 (7-8)、新井白石 (8-2)、盗まれた馬 (8-4)、井上でん (8-9)、伊藤公の幼時 (8-16)、塙保己一 (8-18)、親切と正直 (8-19)、小話 (8-23)、呉鳳 (8-25)、西洋の子供 (9-5)、石田梅巖 (9-11)、分業 (10-10)、行儀作法 (11-10)、税所敦子 (11-12)、四知の訓 (11-13)、震災美談 (11-12)、孔子 (11-26)、金原明善 (12-10)、公事と私事 (12-11)、制裁 (12-17)、諸葛孔明 (12-19)	34
その他	アサ (2-1)、サウヂ (2-2)、イツテマキリマス (2-3)、ヲヂサン (2-4)、ウンド	87

<p>ウクワイ (2-5)、オヤウシトコウシ (2-7)、ノハラ (2-8)、アメトカゼ (2-9)、ネコトカヘル (2-10)、ツキ (2-11)、ニチエウ (2-12)、ニンギヤウ (2-13)、カヒモノ (2-15)、子ドモトサル (2-16)、スキナモノ (2-17)、ネズミノチエ (2-20)、ハト (2-21)、ヒカウキ (2-22)、ハキモノ (2-25)、アサオキ (3-2)、オハル (3-4)、タケノコ (3-7)、ユビノ名 (3-8)、ハシラオニ (3-10)、ヒヨコ (3-11)、ウヲツリ (3-12)、ミギトヒダリ (3-14)、シヤボンダマ (3-17)、アマアガリ (3-19)、金魚 (3-20)、リウセイ (3-22)、カラスノチエ (3-23)、私ノウチ (3-25)、とけいのうた (3-27)、さざえのじまん (4-4)、人形のびやうき (一) (4-6)、人形のびやうき (二) (4-7)、ブタ (4-9)、ナヅ (4-16)、かげゑ (4-17)、くすりとり (4-20)、木のは (4-23)、すずめのおやど (5-4)、やぎと狼 (5-5)、蝶 (5-8)、テイシヤバ (5-9)、長いお休 (5-17)、今度の學校 (5-18)、笑ひ話 (5-21)、大さうち (5-23)、運動會 (6-2)、晝かきと王さま (6-4)、にじ (6-10)、ねこときつね (6-15)、一口問答 (6-17)、かうもり (6-20)、炭やき (6-22)、合わせ (6-24)、夕立 (7-15)、牛と熊の戦 (7-16)、一口話 (7-19)、遠足 (7-26)、つゆと虫 (8-1)、火事 (8-6)、いもほり (8-10)、虎と赤んぼう (8-13)、いかだかづら (8-17)、胃の教訓 (9-8)、心と心 (9-12)、海水浴 (9-14)、夏の明け方 (9-18)、コスモスポート (9-24)、アレクサンドル大王と醫師フィリップ (10-5)、つり橋 (10-15)、鯨とり (10-16)、象がり (10-19)、老社長 (11-2)、ある朝 (11-6)、ふか (11-7)、三羽の蝶 (11-9)、忠犬ぼち (11-14)、チャールス・ダーウィン (12-3)、ノーベル賞金 (12-6)、きり (12-12)、楽しき我が家 (12-21)、小石と金剛石 (12-24)</p>
--

上表を見ると、第3期の特徴は85課を占めている「台湾事物・郷土教育」項目と87課を占めている「実業教育・実学知識」項目にあると分かる。「日本事物」項目の48課と「皇国史観」項目の32課を合わせた71課（重複する9課を除く）よりも比重を占めているのである。第3期の「日本事物」項目は48課で、前期の30課より多くなったと見られるが、「新井白石 (8-2)」や「井上でん (8-9)」、「伊藤公の幼時 (8-16)」、「塙保己一 (8-18)」、「石田梅巖 (9-11)」、「楠公父子 (11-8)」、「税所敦子 (11-12)」、「金原明善 (12-10)」、「公事と私事 (12-11)」など「道徳教育」項目や「皇国史観」項目と重複するものが多いため、実際の比重は前期とほぼ同じであると判断できる。第3期の「皇国史観」項目は32課あり、一見前期の30課とほぼ変わらないが、前述した今期教科書の大幅な内容増を考えると、実際の比重は前期より少なくなった。また、皇室の登場人物も前期のような多種多様ではなく、ほぼ天皇と皇太子（後の昭和天皇）のみになっている。

第3期の「道徳教育」項目は34課あり、前期の28課とほぼ変わらない。その中に男女分業に関する内容もあるが、前期の「主婦ノ務 (12-19)」のような独立した内容ではなく、今期は「分業 (10-10)」で「主人は外に働き主婦は内を守る」<sup>81</sup>と2行程度の文でしか触れていない。またこの期から美德とされている「滅私奉公」に関する内容が増えており、例えば「震災美談 (11-12)」の酒井忠雄が自らの命を犠牲にして地震中の家屋から赤ん坊を救い出した<sup>82</sup>ことや「金原明善 (12-10)」が私財を投入して造林・治水などの公共的事業を行った<sup>83</sup>こと、「公事と私事 (12-11)」での藤堂高虎が城主の内定を辞退して不仲の加藤嘉明を勧めた<sup>84</sup>こと、「諸葛孔明 (12-19)」の「出師の表」<sup>85</sup>などが挙げられるが、ここでの「公」というのは最大「國民精神」の發揮<sup>86</sup>に留まり、次項より述べていくが、戦争時期の「天皇」

や「皇国」を提起しなかったのは、第3期の「道德教育」項目の特徴であると言える。

第3期の「実業教育・実学知識」項目は87課あり、教科書全体で最も比例を占めている項目である。前期の82課と比べて比重がほぼ同じであるが、第3期は「鐵道工夫(6-25)」や「埤圳の話(9-7)」、「汽船・汽車の發明(9-20)」、「炭坑の話(10-17)」、「製糖工場を見る(12-25)」など工業に着目する課が多く、1920年代において台湾の工業社会が徐々に形成している背景を反映しており、その内容も前期よりボリュームアップし、詳細にそれぞれの中身について説明する内容となっている。例えば「炭坑の話(10-17)」では全7ページの長文で、主人公がトロッコに乗って炭坑を訪れるという一人称視点の話であるが、坑道の敷設や機関車の役割、採炭夫の採炭方法、採炭から市場までの一通りの作業、仕繰夫・雑夫・器械夫の賃金など<sup>87</sup>について詳しく説明されている。また「製糖工場を見る(12-25)」では11ページをかけて製糖のプロセスについて文字による説明と2枚の詳細図解(図11、図12参照)で説明している<sup>88</sup>。

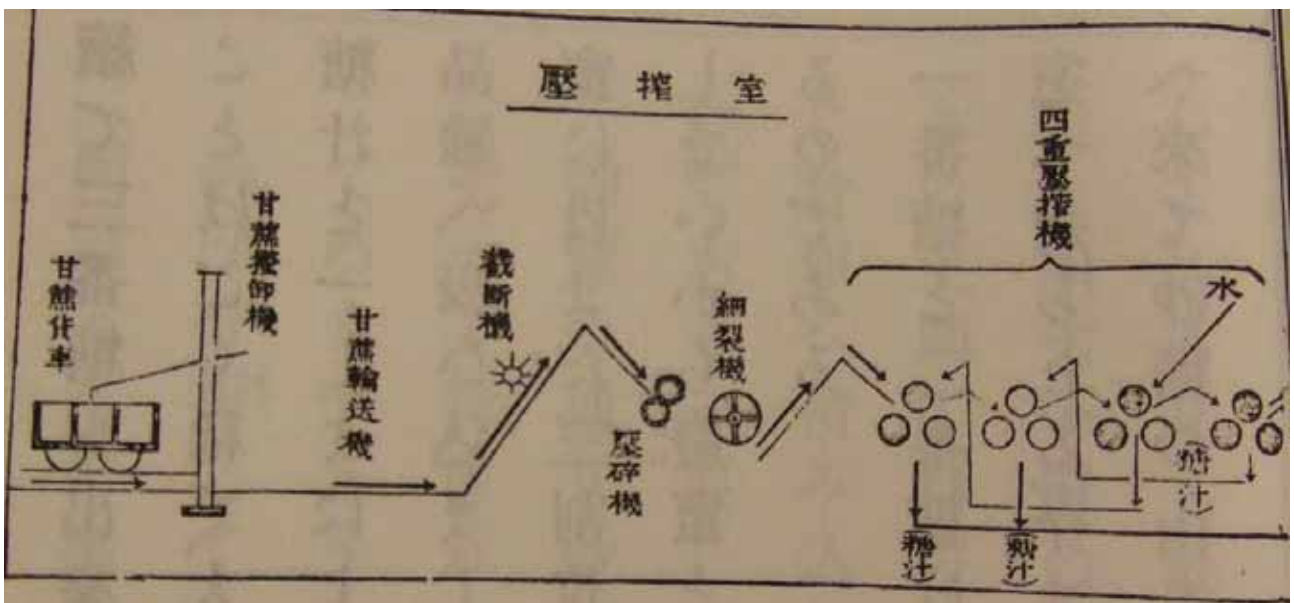


図11：甘蔗から蔗糖になるまでのプロセス図解（前半）。「製糖工場を見る(12-25)」<sup>89</sup>

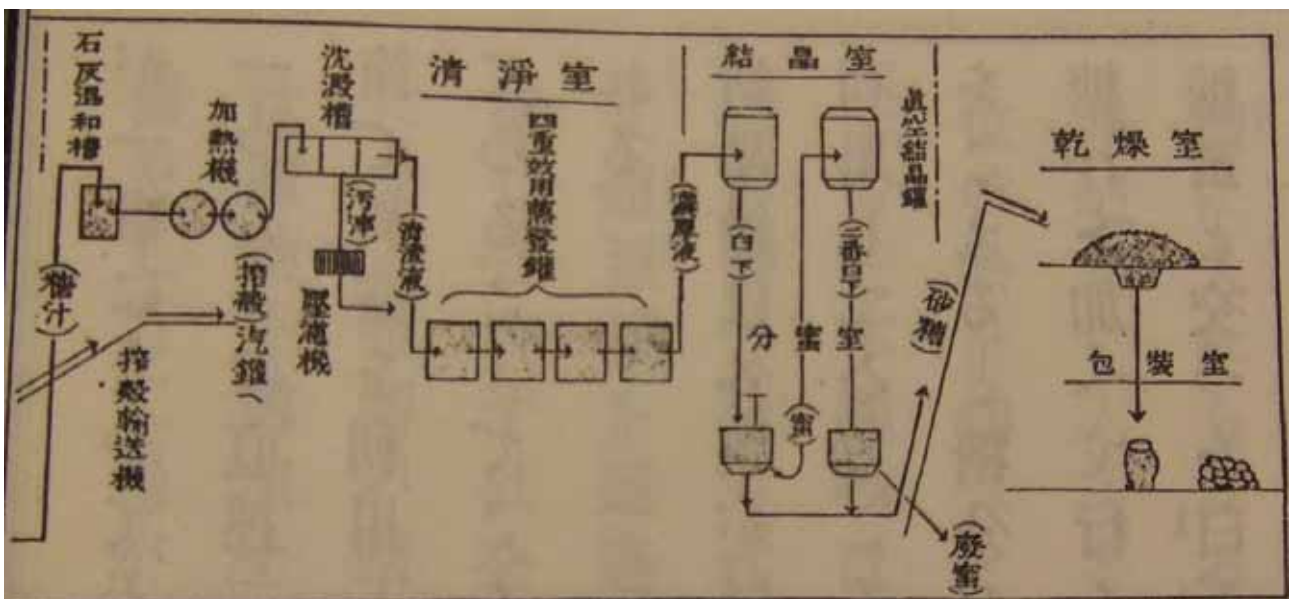


図12：甘蔗から蔗糖になるまでのプロセス図解（後半）。「製糖工場を見る(12-25)」<sup>90</sup>

第3期の國語教科書における郷土的要素は前期より大幅に増えており、「台湾事物・郷土教育」項目の課数の増加（前期の52課から今期の85課に）からも判別できるが、挿絵においても台湾の農村風景や家庭風景、台湾式のお祭りなど台湾の郷土的要素が盛り込まれている。例えば「あひる（4-11）」や「牛車（5-7）」などの挿絵では台湾の農村風景（図13、図14参照）が表れており、「おつかひ（4-13）」や「母ノ手ツダヒ（4-24）」では本文の中に台湾の地名や特有の言葉が一切出ていないが、挿絵を見ると台湾の家庭風景（図15、図16参照）そのものだと判断でき、「おまつり（5-15）」では台湾のお祭りである「廟会」を本文だけでなく挿絵で象徴的な「七爺八爺」（図17参照）を表現している。また、台湾の産業や物産に関する課、例えば「茶（7-13）」や「竹（8-8）」、「臺灣の果物（8-20）」、「魚塭<sup>ギョラン</sup>（9-6）」、「樟腦（9-10）」、「臺灣の農業（11-25）」、「臺灣の木材（12-9）」などが挙げられるが、これらの課は「実業教育・実学知識」項目にも属されているため、郷土教育と実学教育、つまり「生活」と「学問」の結び付きという実学の基本精神に基づいていると見受けられる。



図13：台湾の農村風景の例（鴨飼い）。  
「あひる（4-11）」<sup>91</sup>



図14：台湾の農村風景の例（牛車）。  
「牛車（5-7）」<sup>92</sup>



図15：台湾家庭風景の例。  
「おつかひ（4-13）」<sup>93</sup>



図16：台湾家庭風景の例。  
「母ノ手ツダヒ（4-24）」<sup>94</sup>



図 17：台湾のお祭り「廟會」を象徴する「七爺八爺」。「おまつり (5-15)」<sup>95</sup>

第 3 期の台湾的人名は課数の増加と共に増え、製表はしないが全部で 38 課に台湾的人名が登場している。台湾特有の事物について新しく提起されたものは椪柑や桶柑（蜜柑の別種類のこと。「臺灣の果物 (8-20)」<sup>96</sup>と茄苳（高雄州の地名。「臺北から屏東まで (9-13)」<sup>97</sup>のみで、水牛や烏秋、びいふん、鳳梨、包種茶など既出のものも多いが、振り仮名が日本語発音になっているものが多くなった。例えば温泉地の北投・礁溪・關子嶺・四重溪（「温泉 (9-16)」）。前期でも同じ題名で扱ったが、漢字のみであった<sup>98</sup>や媽祖（「昔の旅 (9-4)」<sup>99</sup>、安平・東港（「魚塩 (9-6)」<sup>100</sup>、新店溪・後龍溪・八卦山・潮州線（「臺北から屏東まで (9-13)」<sup>101</sup>、赤坂樓（「手紙 (10-6)」）、猴硐驛（「炭坑の話 (10-17)」）などが挙げられる。こうした郷土事物の言い方・称呼を日本式にするという改変は、1919（大正 8）年に始められた「内地延長主義」や同化政策の影響であると考えられる。こうした政策の影響によって日本と台湾の連帯感を出す内容も多くなり、例えば主人公が台北の試合に行く前に「先づ臺灣神社へ参拜」して「先年皇太子殿下御渡臺の節、運動會へ台臨を仰ぐために造られた」圓山運動場で試合に臨むという内容（「郷里の弟へ (12-5)」<sup>102</sup>、日本式の「福引の札」・「呉服屋」と台湾式の「聯」が同居している「年のくれ (6-12)」<sup>103</sup>、阿里山の木材で鳥居が造られた「明治神宮 (10-1)」<sup>104</sup>、「臺灣の人となつて」いた「兒玉大將 (12-15)」<sup>105</sup>、「日本ノ特産物ニシテ…＜中略＞…大部分ハ我が臺灣ヨリ出ヅ」の「樟腦 (9-10)」<sup>106</sup>などが挙げられる。

日本と台湾の連帯感を出す内容の他に、「昔の旅 (9-4)」や「榕樹の物がたり (6-27)」、「埤圳の話 (9-7)」、「臺灣の衛生 (12-13)」など植民政府が台湾を「文明開化」した治績を今昔対比を通して表現する内容もある。例えば「臺灣の衛生 (12-13)」では、おじいさんの口調で語った文体で「臺灣の今と昔は大へんなちがひである…＜中略＞…昔の臺灣は今の若い者が想像も及ばないくらゐ、衛生の設備が貧弱であつたものだ。上水道もなければ下水道もなく、醫者はあつたが、今の官立醫院のやうなものはもちろん無い…＜中略＞…往來へ出て見ると、魚の腸や果物の皮などがそこら中に投げ棄てられて、はへが一ぱいたかつてゐる。人が通ると何百何千とも數知れぬはへの群が、ぶうんと音を立てて飛び立つ…＜中略＞…ところが人間の力といふものは恐ろしいもので、この三十年が間に見事に自然を征服してしまつた。ペストやコレラはもう何處をさがしても影も形もない。かつては不健康地として恐れられたこの島も、



今は暮しよい楽土」<sup>107</sup>と述べられ、直接に總督府や政府は言及されていないものの、今と昔の衛生状況の簡単な比較で台湾統治の治績を宣伝している。

その他、第1期と第2期に台湾原住民について取り扱った「生蕃」の課は、第3期では見当たらず、関連性があるのは「臺東だより (7-23)」の中に出てくる「蕃社」と「蕃人」と前期にもあった「吳鳳 (8-25)」での「蕃人」という用語のみである。「吳鳳 (8-25)」は前期の内容と一緒に、原住民の「首取り」の陋習を「道德教化」ないし「文明開化」する内容である。「臺東だより (7-23)」は東台湾の地理や風景などに言及する単純な旅の便りである。従って、第3期の原住民に関係する課は以前と比べて最も文化的格差が見られないと言えよう。

#### 第七節 第4期國語教科書『公學校用國語讀本 (第一種)』の分析

1935 (昭和 10) 年 3 月に日本の国際連盟脱退後、国内外において大きな変化が起こりつつあった。台湾では翌年の 1936 (昭和 11) 年 9 月に 17 年振りに臺灣總督が武官總督<sup>108</sup>になり、小林躋造が臺灣總督に就任した際に台湾統治方針を「皇民化」、「工業化」、「南進基地化」<sup>109</sup>としたことによって、台湾の「皇民化時期」が始まったのである。「皇民化」というのは「皇国の臣民と成らせる」ことで、今までの同化政策より強力な同化要請となる政策である。こうした政策に基づいて、1937 (昭和 12) 年 4 月 1 日から公學校での漢文科が削除された<sup>110</sup>他に、同年に新しい第4期國語教科書が出版・使用され、日本内地の国定國語教科書よりも1年早かった。

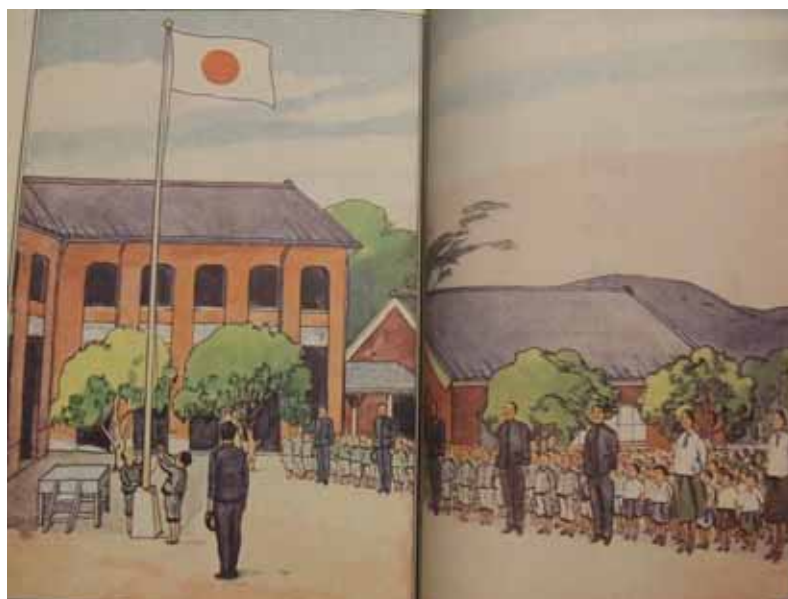


図 18 : 第4期卷1の冒頭となるカラー絵。「1-pp2-3」<sup>111</sup>

第4期の國語教科書の使用年月はちょうど1937 (昭和 12) 年に勃発した日中戦争と同じであるため、戦時体制や愛国教育の色彩が濃かった。例えば巻1の冒頭に2ページ分のカラー絵では、高く掲げられている日の丸に、教員と子どもたちが整列してそれを仰いでいるものである (図 18 参照)。そのため、課の内容分類についてこれまでの6つだけではカテゴリーが足りないため、皇民奉公會や愛國婦人會などの地方社会教育組織・銃後組織に関する話や戦場で殉国した者の美談などを新設した「戦時体制・愛国教育」のカテゴリーに新たに算入する。従って、第4期國語教科書の課の内容分類は「台湾事物・郷

土教育」、「日本事物」、「皇国史観」、「戦時体制・愛国教育」、「実業教育・実学知識」、「その他」の7つとする。なお、第4期はタイトルが付く課は巻3からであるが、巻2は内容によって仮タイトルとページ数を標示し、巻1は発音や基本的な文型のみであるため、分類の対象として算入されない。以下(表5)はその内容分類の詳細である。

表5：第4期国語教科書『公学校用国語讀本(第一種)』内容分類

カテゴリー	タイトル	課数
台湾事物・ 郷土教育	イネカリ(仮)(2-pp4-5)、スキギウトオウチウ(仮)(2-pp26-27)、せんたく(3-11)、とうぐわん(3-13)、あひる(4-7)、せんだん(4-21)、牛車(5-9)、夏(5-13)、道しるべ(5-19)、私ドモノ街(5-20)、稻刈(6-2)、青い空(6-8)、僕の家窓(6-21)、臺北(6-24)、臺灣(7-7)、澳底の御上陸(7-9)、茶(7-13)、暴風雨(7-17)、澎湖島へ(7-18)、臺灣の果物(8-5)、卸賣市場(8-6)、みなかの秋(8-11)、燈臺(8-12)、臺南(8-16)、阿里山だより(8-17)、呉鳳(8-18)、蓬萊米(9-11)、樟腦(9-12)、神木(9-13)、温泉(9-18)、まぐろ延縄(9-23)、鄭成功(9-24)、開票の日(10-8)、森林(10-16)、博物館(11-11)、天気豫報と暴風警報(11-13)、新高登山(11-14)、臺灣の国立公園(11-15)、製糖工場(12-11)、芝山巖(12-15) 皇民奉公會(12-21)	41
日本事物	オマツリ(仮)(2-pp13-15)、キンタラウ(仮)(2-pp40-41)、シンネン(仮)(2-pp42-44)、サルトカニ(仮)(2-pp78-91)、モモタラウ(3-3)、コヒノボリ(3-5)、ラヂオたいさう(3-17)、花さかぢゝい(3-23)、日本ばれ(4-1)、牛若丸(4-2)、るし長者(4-3)、浦島太郎(4-10)、國語の家(4-17)、ひなまつり(4-20)、百合若(5-3)、私ドモノ街(5-20)、かるた取(6-14)、母の鏡(6-18)、雪舟(6-22)、八幡太郎(7-2)、扇の的(7-11)、獅子の武士(7-23)、東京(7-24)、千早城(8-2)、大阪(8-3)、木下藤吉郎(8-4)、廣瀬中佐(8-15)、自動織機(8-19)、新南群島(8-20)、山田長政(8-21)、乃木大將の幼年時代(8-24)、空の旅(9-4)、松下禪尼(9-7)、野口英世(9-9)、圖書館(9-14)、星の話(9-15)、石田梅巖(9-16)、沖繩への旅(9-17)、京城へ(9-20)、明治神宮(10-2)、陶工柿右衛門(10-7)、開票の日(10-8)、稻むらの火(10-9)、京都(10-11)、馬揃へ(10-13)、雪國の子供(10-20)、東郷元帥(10-24)、富士と櫻(11-1)、靖國神社参拜(11-3)、間宮林蔵(11-5)、濱田彌兵衛(11-10)、博物館(11-11)、母の力(11-20)、杉本中佐(12-2)、日本刀(12-3)、出雲大社(12-4)、奥村五百子(12-8)、瀬戸内海(12-9)、裁判(12-20)	59
皇国史観	天長節(3-4)、國引(3-15)、明治節(4-4)、クワツドウシャシン(4-15)、天の岩屋(5-6)、八岐のをろち(5-10)、天孫(5-16)、二つの玉(5-22)、神武天皇(6-4)、日本武尊(6-9)、澳底の御上陸(7-9)、西住大尉(7-10)、神風(7-20)、大阪(8-3)、菊(8-10)、臺南(8-16)、乃木大將の幼年時代(8-24)、神宮参拜(9-2)、日本の兵隊(9-5)、神木(9-13)、みぞれの中に立たせ給ふ(9-25)、明治天皇御製(10-1)、京都(10-11)、満州國(10-19)、日章旗(10-25)、靖國神社参拜(11-3)、日本海海戦(11-6)、我が海軍(11-7)、海南島(11-9)、博物館	40

	(11-11)、新高登山 (11-14)、ドイツの青少年 (11-19)、國語の力 (11-22)、國歌 (12-1)、杉本中佐 (12-2)、俳句 (12-10)、揚子江 (12-13)、太平洋 (12-19)、皇民奉公會 (12-21)、皇國の姿 (12-22)	
戦時体制・ 愛国教育	犬ノテガラ (5-17)、子馬 (5-21)、モケイ飛行機 (6-10)、防空演習 (6-11)、松下君のにいさん (6-15)、追風號 (7-3)、西住大尉 (7-10)、澎湖島へ (7-18)、潜水艦 (7-19)、東京 (7-24)、小さい傳令使 (8-14)、廣瀬中佐 (8-15)、空の奮戦 (8-22)、慰問袋 (8-23)、日本の兵隊 (9-5)、興亞奉公日 (9-6)、スフの話 (9-8)、軍艦生活の朝 (9-10)、沖繩への旅 (9-17)、アルミニウム (9-19)、京城へ (9-20)、バイアス灣敵前上陸 (10-3)、南洋だより (10-4)、水師營の會見 (10-12)、放送局 (10-14)、作業列車 (11-2)、日本海海戦 (11-6)、我が海軍 (11-7)、我は海の子 (11-8)、グライダー (11-18)、ドイツの青少年 (11-19)、國語の力 (11-22)、杉本中佐 (12-2)、機械化部隊 (12-6)、譽の記章 (12-7)、奥村五百子 (12-8)、皇民奉公會 (12-21)	37
実業教育・ 実学知識	バス (4-9)、むしば (4-11)、えんとつ (4-13)、とけい (4-14)、クワツドウシヤシン (4-15)、ヂシン (5-5)、しろあり (5-8)、水の旅 (5-11)、日記 (5-15)、ヒマ (6-3)、祭に招く (6-5)、モケイ飛行機 (6-10)、みかんを送る (6-13)、煉瓦工場 (6-20)、磁石 (7-5)、出産を知らせる (7-8)、茶 (7-13)、電報 (7-14)、物のねだん (8-7)、米 (8-8)、盲啞學校 (8-9)、燈臺 (8-12)、電球の話 (8-13)、阿里山だより (8-17)、自動織機 (8-19)、飛行機の發明 (9-3)、スフの話 (9-8)、蓬萊米 (9-11)、樟腦 (9-12)、圖書館 (9-14)、温泉 (9-18)、アルミニウム (9-19)、南支だより (9-22)、まぐる延繩 (9-23)、南洋だより (10-4)、ゴム (10-5)、映畫の話 (10-10)、放送局 (10-14)、くもの物語 (10-15)、森林 (10-16)、汽車の發明 (10-18)、博物館 (11-11)、雲のさまゞ (11-12)、天氣豫報と暴風警報 (11-13)、月の世界 (11-17)、グライダー (11-18)、製糖工場 (12-11)、代用品 (12-12)、太陽 (12-16)、南方を巡つて (一) (12-17)、南方を巡つて (二) (12-18)	51
道徳教育	イヌノヨクバリ (仮) (2-pp60-61)、アリ (3-20)、るし長者 (4-3)、さいふ (4-18)、道ぶしん (5-18)、呉鳳 (8-18)、自動織機 (8-19)、野口英世 (9-9)、石田梅巖 (9-16)、諺 (11-21)、孔子と顔回 (12-14)	11
その他	セイチャン (3-1)、ナハトビ (3-2)、オタマジヤクシ (3-6)、エンソク (3-7)、ポチ (3-8)、サカナツリ (3-9)、しりとり (3-10)、こがね虫 (3-12)、花火 (3-14)、あてももの (3-16)、せみ (3-18)、流れ星 (3-19)、かめのちゑ (3-21)、うさぎ (3-22)、まゝごと (4-5)、やぎとおほかみ (4-6)、おもり (4-8)、うちの子猫 (4-12)、なぞ (4-16)、とこ屋さん (4-19)、白兔 (4-22)、朝 (5-1)、ねむの木 (5-2)、大さうち (5-4)、こほろぎ (5-7)、舟の上とたゞみの上 (5-12)、夕立 (5-14)、野菊の原 (6-1)、汽車の旅 (6-6)、山羊 (6-7)、火事 (6-12)、動物園 (6-16)、動物四題 (6-17)、笑話 (6-19)、きんもくせい (6-23)、四年生になつて (7-1)、身體検査 (7-4)、鳳凰木 (7-6)、鮎 (7-12)、海水浴 (7-15)、波 (7-16)、バスに乗つて (7-21)、笑話 (7-22)、秋が來た (8-1)、海 (9-1)、母馬子馬 (9-21)、夕日 (10-6)、伐木 (10-17)、釣橋 (10-22)、象狩 (10-21)、南極海に鯨を追ふ	52

上表(表5)を見ると、「台湾事物・郷土教育」項目は前期の85課から半分以下の41課になり、大幅に減少した。その代わりに「日本事物」項目は前期の48課から59課に、「皇国史観」項目は前期の32課から40課に両方とも小幅に増えた。しかし、前述した通り第4期から新設した「戦時体制・愛国教育」は37課あり、この広義的な日本的要素を含む3項目を合わせると118課(重複する17課を除く)となり、台湾的要素を大幅に超えている。第4期の「実業教育・実学知識」項目と「道德教育」項目は、それぞれ51課と11課で、両者ともに前期の87課と34課と比べると大幅に減少した。なお、第4期の全課数は前期より少なくなった(第4期巻3～巻12は全233課、第3期巻3～巻12は全272課)ため、その増減幅は更に大きいものであると考えられる。

第4期に51課ある「実業教育・実学知識」項目において、前期より新しく編纂されたものに「図書館(9-14)」や「映畫の話(10-10)」、「放送局(10-14)」、「博物館(11-11)」など社会教育に関するものがあるが、それぞれの内容に皇国史観や愛国教育など様々な意味が含まれている。例えば「博物館(11-11)」では主人公と他の生徒たちが先生に連れられて博物館を見物する話であるが、豊臣秀吉が当時の台湾に朝貢を要求する書面について先生は「我が國は長い間戦争が續いてゐたが、自分(豊臣秀吉のこと)が出て忽ちこれを鎮めてしまった。そればかりでなく、更に朝鮮を征伐してこれを降参させてしまった。これに恐れて、方々の國が我が國に通好を求めて來てゐるが、臺灣はまだ何とも言つて來ないのはどうしたことか。この書面を見たら、一刻も早く貢物を持つて來い。來なければすぐ兵を出して征伐してしまふぞ」と説明した後、主人公の視点に戻って「痛快ですね。」と誰かが言つた。僕は秀吉の偉いことが、これだけでも分かるやうな氣がした」と胸中を表明し、その後北白川宮能久親王の使つた寢台に一斉敬礼して「尊い御身でありながら、このやうな寢臺でお休みになつたのかと思ふと、恐れ多くて涙が出さうになつた」<sup>112</sup>と語つた、という内容である。以上の内容を見ると、この課は単なる博物館の機能や中身を説明するだけのものだけでなく、豊臣秀吉が台湾に出した恫喝の書面に「痛快」と「偉大」と形容したことによって「台湾的主体性の縮小・日本の主体性の増大」につながり、朝鮮を侵略したことに正当性が与えられ、北白川宮能久親王の寢台に対する涙など、潜在的・意図的に「日本は偉大であり、正しいことをしてきたのである」という觀念の刷り込みを意図した内容となっている。従つて、この課は「台湾事物・郷土教育」と「実業教育・実学知識」、「日本事物」、「皇国史観」と4つのカテゴリーに属している。

また「放送局(10-14)」では、蓄音機や擬音機械など放送局の内部を主人公たちが訪問する形式で進める話であるが、従業員が「支那事變(盧溝橋事件のこと)」の実況放送を語つたのに対して主人公は「アナウンサーの聲に交じつて、部隊長の號令や大砲・機關銃などの音が、ものすごく響いて來るのを、胸をときめかせながら聞いた時のことを思ひ出した」と語り、外国では日本語の放送が聞かれているかという質問に対して従業員が「日本人はとても熱心に聞いてみますよ。それは主に南洋の各地にゐる人々です…<中略>…こちらの放送を聞くと、我が軍の大勝利で、南京を占領したり、漢口を陥れたりしたことが次々に分かつたものですから、日本人は皆嬉し泣きに泣いたといふ手紙で知らせて來た人があります」<sup>113</sup>と表現している。この内容を見ると、戦況に「胸をときめかせ」て聞いて日本軍の勝利に「嬉し泣き」などと描写することによって、子どもに「日本軍が苦しい状況で戦っているのに、勝利できて凄い」と思わせることになり、前述した「博物館(11-11)」と同じく潜在的・意図的に「日本は偉大であり、正しいことをしてきたのである」という觀念の刷り込みをしようとした。また、ラジオ放送

を聞いている「南洋の各地にゐる人々」という表現について、1936（昭和 11）年に具体的に推進されることになった「南進政策」<sup>114</sup>と関連しており、台湾はこの南進政策の基地となっているため、第 4 期は南洋事情を扱う課が多く、他には「南洋だより（10-4）」や「南方を巡つて（一）（12-17）」、「南方を巡つて（二）（12-18）」、「新南群島（8-20）」（「日本事物」カテゴリー所属）、「海南島（11-9）」（「皇国史観」カテゴリー所属）などが挙げられる。

第 4 期の「日本事物」項目の課数と比重は今までの國語教科書より重くなっており、源義経の話を取り上げる「牛若丸（4-2）」と「扇的（7-11）」や豊臣秀吉が織田信長の命を受けて一夜城を築き上げる「木下藤吉郎（8-4）」、山内一豊の妻の内助の功を描く「馬揃へ（10-13）」、日露戦争・日本海海戦の功労者である東郷平八郎の半生記を取り上げる「東郷元帥（10-24）」、愛国婦人會を創始した「奥村五百子（12-8）」など歴史上の人物の伝記や逸話に関する内容が多く追加されている。

また、「皇国史観」項目では、天皇や皇室に対して第 4 期まで平淡な描写しか行われて来なかったが、第 4 期より天皇に対する美化や天皇と国家と軍隊との結び付きが一層強くなった。例えば「滿州國（10-19）」では初めて「皇軍」<sup>115</sup>と日本軍を称する言葉が登場し、「日章旗（10-25）」では「日章旗は…<中略>…朝日のやうに輝く皇威と國運」<sup>116</sup>と初めて天皇と国家を結び付いた表現をしており、この巻 10 の 2 課で子どもに「国家=天皇」と「国軍=皇軍」というイメージを与えていると言える。また「國語の力（11-22）」では、「我が國は、神代このかた萬世一系の天皇をいたゞき、世界に比なき尊なる國體を擁して今日に至れる」<sup>117</sup>と言及し、「国体=天皇制国家」を強調している。また、「日本海海戦（11-6）」では、死傷が少ない奇跡の大勝利を収められたのは「天皇陛下の御稜威」と「歴代神靈ノ加護」<sup>118</sup>のためであり、「我が海軍（11-7）」においても、日本の海軍は何故強いかというのを「陛下の御稜威」と「皇軍將兵の忠勇無比な精神力」<sup>119</sup>によるものとしている。

第 4 期より新設した「戦時体制・愛国教育」項目は 37 課あり、一部は「日本事物」や「皇国史観」と重複しているが、主に皇民奉公會や愛国婦人會、愛國子弟會などの地方社会教育組織や銃後組織に関する話、また戦場で殉国した者の美談などが中心となっている。ここでの「殉国した者」というのは、中国・徐州戦線で戦死した「西住大尉（7-10）」<sup>120</sup>や中国・山西省宛平県で戦死した「杉本中佐（12-2）」<sup>121</sup>などの人物のみに留まらず、滿州事変で戦死した軍犬の金剛・那智を描く「犬ノテガラ（5-17）」<sup>122</sup>や不明の戦地で戦死した軍馬・追風を描く「追風號（7-3）」<sup>123</sup>などの課もある。また、軍人が戦死した際に「天皇陛下萬歳」と叫ぶ言葉は今期から頻繁に出現するようになっており、「愛国=尊皇」というイメージがこれで一層強く植えつけられていくことになる。

そのため、「國語の力（11-22）」では、「われらは國語を用ふることによりて…<中略>…國民と國民とは一心一體となり得るなり。もし、同じ國內に異なれる二つ以上の言葉ありとせんか、國民同士が互に心を合はせて一身一體の如く相結ぶ上に、少からざる支障を與ふるならん。國語は、實に、日本國民を一體たらしむる重要な連鎖なりといふを得べし。國語を使用する一億の我が國民は、一朝國家に事ある時は、「君のため、國のため。」と叫びて立ち、第一線にある將兵は、「進め」の號令によりて、水火をも辭せず、最期には、「天皇陛下萬歳」を唱へて護國の英靈となる。國語はまことに日本精神の結晶にして、大和魂の發露なり…<中略>…國語を用ひざる國民は、完全なる國民にあらずといふも過言ならざるべし」<sup>124</sup>と明言しており、つまり國語（日本語）を喋る人であれば、国家有事の際に天皇（= 国家）のために立ち上がらなければならず、「進め」と言われたら進まなければならず、死ぬ際にも「天皇陛下萬歳」と唱えなければならないことになっている。また、「同じ國內に異なれる二つ以上の言葉ありとせん」と明言している以上、台湾という一地方の言語の保全は「日本國民を一體たらしむる重要

なる連鎖」となる國語の強力な同化要請の前では困難となっている。何故なら子どもは國語を使っていないと「完全なる國民」ではなくなるからである。同じような場面は「盲啞學校 (8-9)」でも見られ、「目が見えても字の一字も讀めない人や、耳が聞えても國語が一つも話せない人があったら、その人達こそほんたうの盲や啞といつてよい」<sup>125</sup>と文中の先生が言った。「盲」と「啞」は差別用語であるが、それに関する議論はここでは一旦置いて、つまり國語を分からない・喋らない・喋れない人を障害者と看做される内容である。言語面ではこのような状況になっている以上、台湾の文化や伝統、慣習などの保全はほぼ期待できないのである。そのため、第4期の「台湾事物・郷土教育」項目は41課と前期より大幅に減少し、台湾的人名も5課でしか提起されておらず、その名前も日台共通するような名前<sup>126</sup>になっているのである。実際、第4期の「台湾事物・郷土教育」項目で地方文化教育や農村教育に関連するのは、冬瓜の生長とその見分け方に関する「とうぐわん (3-13)」、台湾烏龍茶や包種茶の製造に関する「茶 (7-13)」、「臺灣の果物 (8-5)」の紹介、「蓬萊米 (9-11)」の開発に関する話、「樟腦 (9-12)」の製造の話、台湾のまぐろ漁業に関する「まぐろ延繩 (9-23)」、甘蔗から蔗糖になるまでのプロセスを説明する「製糖工場 (12-11)」などしか残されておらず、その殆どが「実業教育・実学知識」項目と重複している。つまり、台湾の伝統的慣習や文化、言葉の保全はこの時期から軽視されるようになったということである。

第4期の國語教科書では、「吳鳳 (8-18)」という昔の話を除けば、原住民に対する呼び方が従来の「生蕃」や「蕃人」から「高砂族」(「新高登山 (11-14)」<sup>127</sup>、「臺灣の國立公園 (11-15)」<sup>128</sup>) になっている。それは1935(昭和10)年に行われた「戸口調査規定」によって「平埔蕃」ないし「熟蕃」を「平埔族」に、「生蕃」を「高砂族」にと公式に呼称が改められたためである。こうした政策が國語教科書に反映され、原住民に対する差別用語は減少したものの、原住民の生活様式や習俗に関する描写がほぼなくなり、「吳鳳 (8-18)」で描かれた「未開」の原住民像だけが残された。

#### 第八節 第5期國語教科書『コクゴ』・『こくご』・『初等科國語』の分析

第5期國語教科書は、1941(昭和16)年の「臺灣教育令改正」によって全島150校の小學校と820校の公學校(分教場を含む)が一斉に「國民學校」と改称された翌年に出版・使用された。低学年の1年生用は『コクゴ』巻1と巻2の2冊で、2年生用は『こくご』巻1と巻2の2冊で、3年生からは『初等科國語』の巻1から巻8の8冊が使用される。日本内地の国定教科書と大きな異なるポイントは、日本内地の第5期国定教科書の低学年用の書名は『ヨミカタ』であり、つまり日本内地では重視されているのは母語ないし第一言語としての言語学習で、台湾では相変わらず第二言語としての性質を帯びることがその相違点である。

第5期の國語教科書は前述した通り学年によって書名が異なるため、それぞれの巻の番号を混同する恐れがある。従って、教科書の内容を分析しやすいため、1年生用の『コクゴ』を巻1~2、2年生用の『こくご』を巻3~4、3年生以降の『初等科國語』を巻5~12と番号を改めた。また、今期教科書の内容分類について、前期と同じく「台湾事物・郷土教育」、「日本事物」、「皇国史観」、「戦時体制・愛国教育」、「実業教育・実学知識」、「その他」の7つに分類する。なお、前期と同じくタイトルが付く課は巻3からであるが、巻2は内容によって仮タイトルとページ数を標示し、巻1は発音や基本的な文型のみであるため、分類の対象として算入されない。以下(表6)はその内容分類の詳細である。

表6：第5期國語教科書『コクゴ』・『こくご』・『初等科國語』内容分類

カテゴリー	タイトル	課数
台湾事物・郷土教育	イネカリ(仮)(2-pp4-5)、スキギウトオウチウ(仮)(2-pp6-7)、とうぐわん(3-13)、カアレン(3-16)、みなかの朝(4-1)、えんとつ(4-15)、おばあさんの國語(4-19)、おばあさん(4-20)、ぺたこのなき聲(5-2)、私の街(5-14)、國語の家(5-19)、うちの子馬(5-22)、稻刈(6-3)、かんしゃ畑(6-9)、うちのみかん(6-13)、かいぼり(6-17)、田植(6-21)、ぼくの家窓(6-22)、臺北(6-24)、高雄(7-4)、君が代少年(7-6)、護國神社(7-9)、東臺灣(7-11)、夏の日ざかり(7-12)、バスはゆれつつ(7-23)、標語(8-11)、サヨンの鐘(9-17)、戦地の父から(10-2)、新高登山(11-13)、神木(11-14)、蓬萊米(11-18)、皇民奉公會(12-20)	32
日本事物	ラジオタイサウ(仮)(2-pp34-37)、オ正月(2-pp45-47)、サルトカニ(仮)(2-pp84-91)、モモトラウ(3-3)、コヒノボリ(3-5)、すまふ(3-8)、花さかぢぢい(3-22)、日本ばれ(4-2)、牛わか丸(4-3)、うらしま太郎(4-7)、神だな(4-11)、くも(4-16)、ひな祭(4-21)、東京のねえさんから(5-5)、富士山(5-6)、秋(6-1)、お祭(6-4)、京都のをぢさんから(6-5)、菅原道真(6-6)、田道間守(6-12)、雪舟(6-23)、護國神社(7-9)、八幡太郎(7-18)、千早城(8-13)、大阪(8-14)、自動織機(8-16)、東郷元帥(8-20)、山田長政(8-24)、武士のおもかげ(9-14)、濱田彌兵衛(9-19)、明治神宮(10-3)、柿の色(10-6)、稻むらの火(10-9)、雪國の子供(10-13)、源氏と平家(10-14)、靖國神社參拜(11-3)、大和路の春(11-5)、御旗の影(11-20)、菊水の流れ(12-18)	38
皇国史観	天長節(3-4)、明治節(4-4)、國引き(4-10)、天の岩屋(5-7)、八岐のをろち(5-11)、大神のお使(5-18)、養老(5-23)、ににぎのみこと(5-24)、八咫鳥と金の鵄(6-2)、田道間守(6-12)、軍旗(6-19)、三勇士(6-20)、臺北(6-24)、朝の參拜(7-1)、高雄(7-4)、君が代少年(7-6)、日本武尊(7-7)、澳底の御上陸(7-10)、神風(7-15)、西住大尉(7-24)、大連から(8-5)、志願兵訓練所から(8-8)、十二月八日(8-10)、標語(8-11)、大阪(8-14)、紀元節の朝(8-17)、弟橘媛(9-2)、木曾の御料林(9-3)、艦橋の英姿(9-9)、日本の兵隊(9-18)、大八洲(10-1)、戦地の父から(10-2)、滿州國(10-7)、敵前上陸(10-16)、みぞれの中に立たせたまふ(10-19)、永久王(11-1)、敬語の使ひ方(11-2)、靖國神社參拜(11-3)、大和路の春(11-5)、空の軍神(11-7)、日本海海戦(11-8)、山本元帥の國葬(11-9)、國歌(11-10)、新高登山(11-13)、神木(11-14)、わが海軍(11-16)、古事記(11-19)、御旗の影(11-20)、玉のひびき(12-1)、國語の力(12-2)、パゴダの國(12-8)、萬葉集(12-9)、元日や(12-11)、杉本中佐(12-13)、ブキテマの會見(12-16)、太平洋(12-19)、皇民奉公會(12-20)	57
戦時体制・愛国教育	兵タイゴッコ(仮)(2-pp28-33)、カミシバキ(2-pp38-41)、おついたちの朝(3-9)、ゐもんぶくろ(3-10)、ひかうき(3-17)、ぐんよう犬(3-18)、えんぐわ會(4-18)、にいさんの勲章(5-4)、支那の子供(5-10)、日記(5-17)、國語の家(5-19)、うちの子馬(5-22)、お祭(6-4)、潜水艦(6-10)、もけい飛行機(6-11)、柱ごよみ(6-14)、じゃう會(6-15)、ひま(6-16)、三勇士(6-20)、航海の話(7-3)、君が代少年(7-6)、護國神社(7-9)、國旗掲揚臺(7-14)、追風號(7-17)、廣東	74

	<p>から (7-19)、防空訓練 (7-21)、西住大尉 (7-24)、黒潮 (8-1)、さんご島 (8-3)、ゴム (8-4)、大連から (8-5)、志願兵訓練所から (8-8)、大砲の出来るまで (8-9)、十二月八日 (8-10)、標語 (8-11)、小さい傳令使 (8-12)、マニラから (8-18)、綿 (8-19)、らくかさ部隊 (8-21)、石油の話 (8-22)、南をさして (8-23)、大東亜 (9-1)、ことばと文字 (9-5)、軍艦生活の朝 (9-8)、艦橋の英姿 (9-9)、少年工から (9-10)、アルミニウム (9-12)、滑空訓練 (9-13)、まぐる延縄 (9-15)、赤道越えて (9-16)、サイヨンの鐘 (9-17)、日本の兵隊 (9-18)、戦地の父から (10-2)、不沈艦の最期 (10-8)、水兵の母 (10-12)、防空監視哨 (10-15)、敵前上陸 (10-16)、病院船 (10-17)、サイゴンから昭南へ (10-18)、空の軍神 (11-7)、日本海海戦 (11-8)、山本元帥の國葬 (11-9)、いけ花 (11-15)、わが海軍 (11-16)、われは海の子 (11-17)、體鍊の歌 (12-3)、炭坑 (12-4)、鐵鯨の奮戦 (12-7)、パゴダの國 (12-8)、北邊の護り (12-12)、杉本中佐 (12-13)、マライを進む (12-15)、ブキテマの會見 (12-16)、皇民奉公會 (12-20)</p>	
実業教育・実学知識	<p>とうぐわん (3-13)、ねんどざいく (3-19)、東京のねえさんから (5-5)、白あり (5-9)、ぢしん (5-13)、日記 (5-17)、月と雲 (5-20)、京都のをぢさんから (6-5)、いもほり (6-8)、かんしゃ畑 (6-9)、潜水艦 (6-10)、もけい飛行機 (6-11)、うちのみかん (6-13)、ひま (6-16)、かいぼり (6-17)、航海の話 (7-3)、夏の日ざかり (7-12)、國旗掲揚臺 (7-14)、廣東から (7-19)、くものす (7-20)、黒潮 (8-1)、さんご島 (8-3)、ゴム (8-4)、大連から (8-5)、磁石 (8-7)、志願兵訓練所から (8-8)、大砲の出来るまで (8-9)、自動織機 (8-16)、マニラから (8-18)、綿 (8-19)、石油の話 (8-22)、炭焼小屋 (9-4)、ことばと文字 (9-5)、樟腦 (9-7)、少年工から (9-10)、アルミニウム (9-12)、まぐる延縄 (9-15)、戦地の父から (10-2)、漢字の音と訓 (10-4)、月の世界 (10-5)、代用品 (10-11)、サイゴンから昭南へ (10-18)、敬語の使ひ方 (11-2)、ジャワ風景 (11-11)、雲のさまざま (11-12)、蓬萊米 (11-18)、炭坑 (12-4)、長江の流れ (12-5)、パゴダの國 (12-8)、製糖工場 (12-10)、太陽 (12-14)、サラワクの印象 (12-17)</p>	52
道徳教育	<p>カヘル (3-6)、麥 (4-5)、養老 (5-23)、標語 (8-11)、諺 (9-6)、孔子と顔回 (12-6)</p>	6
その他	<p>二年生 (3-1)、セイチャン (3-2)、おたまじゃくし (3-7)、センタク (3-11)、せみ (3-12)、雲 (3-14)、さかなつり (3-15)、お月さま (3-20)、さる (3-21)、ぺたこ (4-6)、なぞ (4-8)、おもり (4-9)、池の鯉 (4-12)、しゃしん (4-13)、いところ (4-14)、市場行 (4-17)、白兔 (4-22)、春の朝 (5-1)、ぼくらの花壇 (5-3)、大さうち (5-8)、山の上 (5-12)、夕立の後 (5-15)、あらし (5-16)、たぬきの腹つつみ (5-21)、動物園 (6-7)、山羊 (6-18)、濱べの遊び (7-2)、茶つみ (7-5)、鳳凰木 (7-8)、海水浴 (7-13)、汽車の旅 (7-16)、火事 (7-22)、れふ船 (8-2)、秋の空 (8-6)、機械 (8-15)、釣橋 (9-11)、伐木 (10-10)、胡蝶蘭 (11-3)、ばらの芽 (11-6)</p>	39

上表 (表 6) を見ると、「戦時体制・愛国教育」項目は前期の 37 課から今期の 74 課にまで大幅に増



えている。それは第 5 期の國語教科書は太平洋戦争が勃発した後に編纂・発行されたものであるため、前期より戦争関連の内容が増加したのである。それだけでなく、「皇国史観」項目も前期の 40 課から第 5 期は 57 課になり、両者が重複する課は 16 課までのぼっており、全 5 期の教科書で最も高い同質性を持つカテゴリー同士となる。更にそれらの両者に「日本事物」項目を加えたら、つまり広義的な日本的要素を含む課は 149 課（重複する 20 課を除く）ある。それに対して「台湾事物・郷土教育」項目は 32 課あり、前期の 41 課より減少している他、「皇国史観」や「戦時体制・愛国教育」、「実業教育・実学知識」など他の項目と重複する課が多く、それらを除くと「イネカリ（仮）(2-pp4-5)」や「スキギウトオウチウ（仮）(2-pp6-7)」、「稻刈（6-3）」、「田植（6-21）」など農村景観の描写の 14 課しか残されていない。第 5 期の「道徳教育」項目は前期の 10 課より少なくなり、6 課になった。

第 5 期の「実業教育・実学知識」項目は 52 課あり、前期の 51 課とほぼ変わらないが、「潜水艦(6-10)」や「志願兵訓練所から(8-8)」、「大砲の出来るまで(8-9)」など軍隊や兵器に関する内容が新設されている。また、太平洋戦争の勃発と共に中央政府が唱えている「大東亜共栄圏」の構築に関する課が多く見られ、例えば「さんご島(8-3)」や「マニラから(8-18)」、「サイゴンから昭南へ(10-18)」、「ジャワ風景(11-11)」、「パゴダの國(12-8)」、「サラワクの印象(12-17)」などが挙げられる。それらの課は、生物や地理などの実学知識を教える傍らに、大東亜共栄圏の話の挿入するのが特徴である。例えば「さんご島(8-3)」では、4 ページ半を使って南洋の珊瑚礁が如何に形成されたか、種類はどれぐらいあるか、特徴は何か、さんご島の地形はどうなのかなどを紹介していたが、最後の段落に「今度の大東亜戦争では、さんご島の多い南方で、たびたびはげしい戦が行はれました。ことに、我が海軍が敵艦隊をさんごんにやつつけたさんご海やソロモン諸島の海には、さんご島が数かぎりもなくあるのです。この島々の美しい景色が、遠く國をはなれて勇敢に戦つてゐる兵隊さんたちを、どんなにかなぎさめたことでせう」<sup>129</sup>と締めくくった。また「パゴダの國(12-8)」では、ビルマ（現ミャンマー）の名産や寺院、仏教信仰、結婚式の習俗などを紹介した途中に「僧侶は非常に尊重されてゐて、そのことばには絶対に従ひます。僧侶もまた、よく民衆や、國のことを思ひます。大東亜戦争が始つて、皇軍がビルマに進撃したときも、これらの僧侶は皇軍の使命をよく理會して、大いに民衆指導に働きました…<中略>…東洋の盟主日本が、破邪の劔をとつてビルマに現れたことは、ビルマ人にとっては、實に佛の化身とでもいへませう。その加護によって、百年の長い英國の壓迫を脱して獨立し、彼らの國土に楽しい生活が始められたことは、これこそビルマ人がパゴダに禮拜して祈つた極樂淨土が、この世に現れたものといふべきであります」<sup>130</sup>と表現し、ビルマの指導的存在である「僧侶は皇軍の使命をよく理會したことや「佛の化身」である日本がビルマを「英國の壓迫」から救い出して「彼らの國土に楽しい生活が始められた」ことによってビルマに侵攻したことや大東亜戦争そのものに大義名分が与えられ、台湾の子どもに「日本（＝皇軍）は偉大であり、正しいことをしている」という刷り込みが働いている。こうした軍国主義的内容は「実業教育・実学知識」項目では前期より以上にふんだんに盛り込まれており、「戦時体制・愛国教育」項目と重複する課が多いのも特徴である。

第 5 期の「台湾事物・郷土教育」項目の内容はほぼ前期を引き継いでいるが、新設した「君が代少年(7-6)」と「サヨンの鐘(9-17)」は、両課共に「戦時体制・愛国教育」カテゴリーにも属されているため、注目する必要がある。「君が代少年(7-6)」では、1935（昭和 10）年に台湾で大地震が発生し、主人公である公學校三年生の詹徳坤はそれで頭と足に大怪我をして病院運びになったが、翌日の「午後、かりに作られたちれう所で手術を受けました。このつらい手あての最中にも、少年は、決して臺灣語を口に出しませんでした。日本人は國語を使ふものだと、學校で教へられてから、徳坤は、どんなに不自

由でも、國語を使ひ通して來たのです」と表現し、彼がそろそろ死ぬだろうと思ったところ「しづかに歌ひ出しました。 /きみがよは/ちよに/やちよに/ 徳坤が心をこめて歌ふ聲は、同じ病室にゐる人たちの心に、しみこむやうに聞えました。 /さざれ/いしの/ 小さいながら、はつきりと歌はつづいて行きます。あちこちに、すすり泣きの聲が起りました。 /いはほとなりて/こけの/むすまで/ 終りに近くなると、聲はだんだん細くなりました。でも、最後まで、りつぱに歌ひ通しました。君が代を歌ひ終つた徳坤は、その朝、父と、母と、人々の涙にみまもられながら、やすらかに長い眠りにつきました」<sup>131</sup>という内容である。その全内容を見ると、主人公の詹徳坤は普段神棚に皇大神宮の大麻を奉り、台湾語を口にせず、國語しか喋らず、自分が重傷を負った時にも母親の安否を懸念しており、「君が代」という国歌を愛して死ぬ直前にも歌いたいなどと、國語教育・道德教育・愛國教育など全てにおいて皇民化時期の植民地教育下の「良い子ども」のイメージを踏襲している。この物語のどこまでが本当なのかは不明であるが、当時大地震の後に実際に地方の人たちが募金活動を行い、詹徳坤少年の銅像がその翌年に完成され、生前在籍していた苗栗公館公學校の中で立てられた<sup>132</sup> (図 19 参照)。こうした「本当の出来事」は、總督府にとって皇民化政策・國語教育政策・愛國教育政策を宣伝する好都合の典範であるため、戦争時期に台湾人の戦意高揚や「國民精神總動員」<sup>133</sup>をさせる方策の一つとなったのである。



図 19：苗栗公館公學校に立てられた詹徳坤少年の銅像。「君が代少年 (7-6)」<sup>134</sup>

もう一つの「サヨンの鐘 (9-17)」では、台湾東北部の宜蘭の南澳にあるリヨヘンという戸数 50 戸余りの山村で生まれ育ったサヨンハヨンは、14 歳で村の教育所を卒業した後、女子青年團員になり、女子青年團のためによく働いて、「ことに支那事變が起つてからは、銃後の奉公に<sup>けんしん</sup>獻身的にはげ」んでいた。1938 (昭和 13) 年に日本が中国に武漢攻略戦をしている最中、教育所の先生のところに召集令が届き、女子青年團員たちは「かよわいをとめ心に、おさへきれない感動を受け」、先生の荷物運搬を手伝うことにした。しかし、山を降りる前日に嵐が来る様子で危険な道りになるが、サヨンが「御恩になつた先生が、陛下のお召しを受けて、名譽の應召をされるのですから、ぜひ見送らせてください」と言い、35 キロの荷物を背負って出発した。しかし、嵐の中に一行が丸木橋を渡ろうとした際、サヨンは荷物と一緒に落水して急流の中に消えてしまったのである。その後、この話を聞いた臺灣總督である長谷川清はサヨンの「篤行をほめ」<sup>とくかう</sup>るため、「愛國乙女サヨンの鐘」<sup>をとめ</sup> (図 20 参照) と刻まれた鐘をリヨヘン村の教育所に贈った<sup>135</sup>のである。この話は「君が代少年 (7-6)」と同じく実際にあった出来事であり、

日中戦争への戦意高揚を高める（教育所の先生は日中戦争の戦場に赴こうとしたため）他に、主人公のサヨンは原住民の女性青年で、また 1930（昭和 5）年に発生した日本統治時代における最後の武装抗争となる「霧社事件」の原住民と同じくタイヤル族であるため、總督府が原住民に対する教化事業の成功を証明できる事柄である。また、この話が 1943（昭和 18）年に満州映画協会のスターである李香蘭（山口淑子）による主演の同名映画が公開され、台湾島内の公學校國語教科書という枠から飛び出して社会教育の教材と共に皇民化政策・愛国教育政策を宣伝する恰好の材料にもなったのである。



図 20：リヨヘン村教育所の鐘楼と「愛國乙女サヨンの鐘」。「サヨンの鐘（9-17）」<sup>136</sup>

また、第 5 期の國語教科書では第 2 期から載せられてきた「呉鳳」という課がなくなった。それは、戦争時期において陋習の「道德教化」・「文明開化」の「呉鳳」を載せるより（もしくは既に「道德教化」・「文明開化」に成功していると考えられている可能性も考えられる）、「サヨンの鐘（9-17）」を載せたほうが「皇国臣民の資質を鍛練・育成させる」という國民學校の目的に沿っており、原住民青年を戦争動員しやすいためであると考えられる。

こうした皇民化運動を反映しているように、第 5 期の國語教科書の最後の文章は第 4 期と同じく「皇民奉公會（12-20）」となっているが、第 4 期の紹介的性質の文章と比べて、第 5 期の文章は父親、母親、娘の正子による会話によって「職域奉公」や「國防國家體制」、「皇民奉公會」、「奉公班」、「常會」などの用語を解釈していく内容となっている。父親が娘に「今時商賣をしてゐるものが、まうけを考へて働いたり、勤めてゐるものが月給のために働いたり、また國民一般が、自分たちの思ふままの生活をしようとしたり」する時勢ではなく、「その職業を通して、國家のためになるやうにと心がけ…<中略>…その職域奉公が第一だ。どんな仕事でも、國家の力を養ふといふ考へでやらなければなら」ず、「國民が皆さういふ氣持になつて働いたら、國は強く」と説明し、文末に「（父親のセリフ）「さうだろうね。この頃（皇民奉公會が成立した後のこと）は臺灣一家といふから、臺灣全體が一家族になつたのだ。六百五十萬の家族なんて、大きなものだぞ。」とおつしやいましたので、私もおかあさんも大笑ひしました」<sup>137</sup>という一家団欒かつ和氣藹々の雰圍氣で文章を閉じた。こうした家庭内会話の形式で子どもが文章内の娘の正子というキャラクターに感情移入ができる他、總督府の皇民化政策を理解しやすいように子どもに伝わることをできたと考えられる。

## 結

明治維新後、近代国家として成立した日本は「学制」を發布して子どもに初等教育を受けさせ、その後の1895（明治28）年に台湾が日本の植民地になり、植民地政府である臺灣總督府が日本内地の教育システムを倣って台湾において「國語傳習所」を設置すること、つまり国語（日本語）の普及から植民地教育を始めたのである。国語というのは、近代国民国家において全国民が学ばなければならない標準語であるため、強い正統性・画一性・均質性を有しており、国家における様々な郷土ないし地方の言語に対しては強力な排他性或いは同化性質を持っているのである。そのため、日本本土における小學校の教科書が検定制から国定制に軌道変更した時から、国語という言語上の同化政策が始まったと言える。その後の植民地台湾において臺灣總督府による府定の國語教科書の登場も、日本内地と同じく同化政策の重要な一環となったのである。そのため、台湾における第1期の府定國語教科書は日本内地の第1期国定教科書より発行・使用がやや早かったものの、第2期以降は、台湾が日本内地より遅く出版されるようになり、日本内地の國語教科書からの影響がもたらされるようになったのである。その顕著な例は母親の第二人称が東京山の手地域に住む中間層の「オカアサン」になることや「忠君愛国」を強調する「水兵の母（2-10-14）」がそのまま移植されてきたことなどが挙げられる。

第1期國語教科書『臺灣教科用書國民讀本』は1901～1903（明治34～36）年間に出版され、第2期の発行まで約11年間使用されていた。第1期の特徴は、「実業教育・実学知識」項目と「道德教育」項目がそれぞれ45課と34課で両者共に重い比重を占めていることにある。それは「公學校規則」第1章第1条で明言されている「公學校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ實學ヲ授ケ以テ國民タル性格ヲ養成シ同時ニ國語ニ精通セシムル」という本旨によるものであるため、戦争時期になるまでの台湾公學校教育において最も重視されていた科目は「実業教育・実学知識」と「道德教育」の2項目であると分かる。この時期の「台湾事物・郷土教育」項目は33課で「道德教育」とほぼ同じ比重を占めていると見られるが、実際の生活から言語を学習すべきだという編纂方式を取り入れ、また統治初期において台湾各地での武力抵抗や土匪の反乱が多く、統治状況が未だ不安定な時期であるため、「旧慣依存」の方針として巻1の最初から日本語の50音字だけでなく、台湾語の「8聲符號」をも提示し、課の本文の後ろにも台湾語での読み方の「土語讀方」が付加されているのである。しかし、その「土語讀方」は本文より遥かに短く、また本文の内容と乖離するところが多いため、郷土言語の補助教材としての機能が乏しい一方、國語の正統性と通用性が強調されることになったのである。また、第1期に地方文化の伝承として1課しか挙げられない「ペエリオンツヌ（1-7-15）」でも、伝統的行事に日の丸を加えたことによって、台湾旧慣の保存はするが日本とも関連し、國語教科書において台湾を日本と結び付けるという方針の現れとなった。こうした「日台連結」の方針で編纂された課は日本人の血を引く「鄭成功（1-10-13）」が挙げられ、第4期までこの課は教授され続けた。

第2期國語教科書『公學校用國民讀本』は1913～1914（大正2～3）年間に出版され、第3期の発行まで約9年間使用されていた。第2期の特徴は「皇国史觀」項目が前期より約2倍である35課になったこと、つまり日本の建国神話の増加と台湾の近代化イメージの表現が挙げられる。「皇国史觀」項目の急増は第2期の編纂時期が日露戦争後であるため高揚しているナショナリズムの影響が大きかったのである。そのため、実際に戦功を立てた人で「日台連結」的要素のある第3代臺灣總督を務めた乃木希典と第4代臺灣總督を務めた兒玉源太郎の事跡が教科書の内容となっており、皇室の登場人物も増えた。第2期の「台湾事物・郷土教育」項目について、挿絵では前期における弁髪をしている男の子や纏足をしている女の子がなくなり、服装面でも漢民族風と和風が入り混じるようになっている。こうした弁髪

の切断と纏足の解放、服装の変革など近代化社会への文化変容は、總督府にとって台湾を「文明開化」する治績の一つとなり、またインフラ建設や衛生条件の改善、近代化制度の設立など植民地統治の治績を強調する内容は前期と比べて相当増えている。こうした変化も前期の 41 課より 82 課に倍増した「実業教育・実学知識」項目に反映しており、台湾の近代化イメージが第 2 期國語教科書で形成されつつあると言える。

第 3 期國語教科書『公學校用國語讀本』は、従来の武官總督に代わって文官總督になり、同化政策方針が確立されてから編纂・発行された教科書であり、1923（大正 12）年に出版され、第 4 期の発行まで約 14 年間使用されていた。第 3 期教科書が適用された時期は台湾学齡児童の公學校入学率が大幅に高まり、約半分の子どもが日本式の近代化初等教育を受けていた時期である。第 3 期國語教科書の特徴は 85 課を占めている「台湾事物・郷土教育」項目と 87 課を占めている「実業教育・実学知識」項目にあり、そのうち、「台湾事物・郷土教育」項目は全 5 期の教科書において最も重い比重を占めている時期なのである。その一方、前期において重い比重を占めていた「皇国史観」項目は台湾社会において戦争や大きな動乱がなく、平和な時期を迎え、大正デモクラシーの風潮などによって第 3 期では日本ナショナリズムの退潮と共に減少し、第 1 期の統治初期段階を除けば他の 4 期の中で最も低い比重を占めている時期となる。第 3 期の國語教科書における郷土的要素は前期より大幅に増えており、「台湾事物・郷土教育」項目の課数の大幅な増加からも判別できるが、挿絵においても台湾の農村風景や家庭風景、台湾式のお祭りなど台湾の郷土的要素が盛り込まれ、地方文化教育と農村教育としての郷土教育が成立していると言える。また、台湾の産業や物産に関する課は「実業教育・実学知識」項目にも属しているため、郷土教育と実学教育、つまり「生活」と「学問」の結び付きという実学の基本精神に基づいて教科書に反映されている。第 3 期の台湾特有の事物について郷土言語の発音で表記されているものが前期から続いたものや新しく提起されたものなど多かったが、表音表記（送り仮名）が日本語発音になっているものも増えた。こうした郷土事物の言い方・称呼を日本式にするという改変は、1919（大正 8）年に始められた「内地延長主義」と同化政策の影響であると考えられる。こうした政策の影響によって「日台連結」感を出す内容も多くなり、例えば日本式の「福引の札」・「呉服屋」と台湾式の「聯」が同居している「年のくれ（3-6-12）」、阿里山の木材で鳥居が造られた「明治神宮（3-10-1）」、「臺灣の人となつて」いた「兒玉大將（3-12-15）」などが挙げられる。またこの時期において台湾では下水道建設や桃園大圳、嘉南大圳など様々なインフラ建設が次々と完成しており、それが國語教科書内では「昔の旅（9-4）」や「埤圳の話（9-7）」、「臺灣の衛生（12-13）」などに反映している。こうした台湾の今昔対比の内容を通して植民政府が台湾を「文明開化」した治績について宣伝し、台湾の子どもに進歩的・現代的台湾、そしてこうした台湾を改造した日本に帰属感ないしアイデンティティを持たせようとした。従って、第 3 期の「皇国史観」は少なくなったが、日台の歴史的連結という穴を補うため、日本統治になってからの台湾社会の近代化という実際生活水準の向上を教科書の内容への反映を通して日本に対する帰属感を出そうとしたのである。

第 4 期國語教科書『公學校用國語讀本（第一種）』は 1937～1942（昭和 12～17）年間に出版され、第 5 期の発行まで約 4 年使用されていた。第 4 期國語教科書が発行する時代背景は、1936（昭和 11）年に 17 年振りに文官總督からまた武官總督になり、台湾統治方針が「皇民化」、「工業化」、「南進基地化」とされ、つまり台湾の「皇民化時期」が始まった時期である。「皇民化」というのは「皇国の臣民と成らせる」ことで、今までの同化政策より強力な同化要請となる政策である。こうした政策に基づいて第 4 期の國語教科書が編纂されたため、皇国史観だけでなく、戦時体制や愛国教育の色彩も濃かった

ため、第4期より「戦時体制・愛国教育」項目を新設した。第4期の「日本事物」項目は前期の48課から59課に、「皇国史観」項目は前期の32課から40課に、また新設した「戦時体制・愛国教育」項目は37課あるため、つまり広義的な日本的要素を含む課は118課（重複する17課を除く）となり、台湾的要素の「台湾事物・郷土教育」項目の41課と比べるとその差は歴然である。また、第4期から各カテゴリーの重複度が高くなり、例えば「博物館（4-11-11）」は「台湾事物・郷土教育」・「日本事物」・「皇国史観」・「実業教育・実学知識」と4つのカテゴリーに属し、「皇民奉公會（4-12-21）」は「台湾事物・郷土教育」・「皇国史観」・「戦時体制・愛国教育」と3つのカテゴリーに属する。すなわち、第4期から一つの課に様々な要素が入れられるようになり、その中で最も付加されたのは「皇国史観」・「戦時体制・愛国教育」の要素である。愛国教育が重視されたため、国民国家を形成する顕著な要素である国語について第4期に「國語の力（4-11-22）」という課が新しく編纂された。その内容は國語を喋る人であれば国家有事の際に天皇（＝国家）のために立ち上がらなければならない、「進め」と言われたら進まなければならない、死ぬ際にも「天皇陛下萬歳」と唱えなければならないことになっている。また、「同じ国内に異なる二つ以上の言葉ありとせん」と明言している以上、台湾という一郷土言語の保全は國語の強力な同化要請の前で消失していくことになった。言語面ではこのような状況になっている以上、台湾の文化や伝統、慣習などの保全はほぼ期待できないのである。

第5期國語教科書『コクゴ』・『こくご』・『初等科國語』は、1941（昭和16）年の「臺灣教育令改正」によって全島150校の小學校と820校の公學校（分教場を含む）が一斉に「國民學校」と改称された翌年に出版され、終戦まで約2年使用されていた。太平洋戦争が勃発した後に編纂・発行された第5期の特徴は「戦時体制・愛国教育」項目が4年前に発行した第4期の37課から74課にまで大幅に増えているところと、「皇国史観」項目の57課と重複する課が16課で全5期の教科書において最も高い同質性を持つカテゴリー同士となるところである。この両項目に「日本事物」項目を加えると、つまり広義的な日本的要素を含む課は149課（重複する20課を除く）ある。それに対して「台湾事物・郷土教育」項目は32課で、前期の41課より減少しただけでなく、日本統治初期の第1期教科書の同カテゴリーの33課よりも少ないのである。また、第5期の「台湾事物・郷土教育」項目は「皇国史観」項目と「戦時体制・愛国教育」項目と重複する課が多いため、全5期教科書において最も台湾的・郷土教育的要素が少ない教科書であると言える。

以上全5期の國語教科書における郷土教育的要素を検討してきたが、地方文化の伝承や郷土の特産、農村教育、郷土言語の使用など、いわゆる郷土教育の充実度に注目すると、第3期の國語教科書における郷土教育的要素が最も高かったため、その使用年間（1923（大正12）年～1937（昭和12）年）は最も郷土教育が勃興した時期であると言え、またその土壌の形成となる、郷土教育的要素が第3期に次ぎ二番目に高かった第2期國語教科書（1913（大正2）年～1923（大正12）年）も軽視できない。つまり、大正デモクラシーと呼ばれる時代の國語教科書（第2期）によって郷土教育が次第に形成し、それが次の國語教科書（第3期）に受け継がれて開花したと考えられるのである。しかし、1937（昭和12）年に日中戦争の勃発と同じ時期に皇民化時期に入った台湾では、國語教科書（第4期）において大きな変化がもたらされ、地方文化教育・農村教育としての郷土教育が大幅に削減される代わりに「大きな郷土」、つまり国を愛するという愛国教育が急激に台頭するようになった。こうした状況は太平洋戦争が勃発した後に編纂・発行された第5期國語教科書になって更に強くなり、皇国史観的要素の増強によって愛国教育と尊皇教育と道徳教育の境界線がほぼなくなり、「愛国＝尊皇＝至高の道徳」となり、本来の地方文化を伝承する教育や農村教育という郷土教育が戦争時期においてほぼその形跡が残されてい

ないと見られる。

更に全5期の國語教科書の内容を多文化教育視点から見ると、その結果がほぼ郷土教育的視点から得た結果とほぼ同じで、第3期の國語教科書が最もマイノリティ文化の保全に努めた教科書であると言える。マイノリティに関する内容の中に最も問題点を顕著に表せるのは、台湾の原住民に関する記述である。何故なら台湾住民全体が日本統治時代においては被統治側で、つまり政治的・権力的マイノリティであるが、原住民は更にその台湾住民全体の中のマイノリティであるからである。原住民に関する記述は第1期國語教科書の「生蕃(1-9-9)」では、「チエモナク道理モ知ラナイ人」や「人ノ首オトツテ」、「アワレナモノ」などと描写されており、原住民が「野蛮」・「無知」・「未開」であるため、日本がこのような彼らを「文明開化」する使命を果たすかのようなイメージを与えている。原住民の文化に関する紹介や究明についてほぼ皆無という内容である。

第2期國語教科書では原住民に関する課は前期と同じタイトルの「生蕃(2-9-22)」と新しく編纂された「呉鳳(2-11-24)」がある。「生蕃(2-9-22)」は第1期の課と同タイトルであるが、原住民の生活描写や習俗に関する記述がなされ、前期のようなマイナス描写はなくなったものの、「今でもやはり昔の風習を傳へてみますが、中にはいくらか開けてあるものもあります」と比較的柔らかな表現をしている。しかし、この課の最後に總督府の「文明開化」を受けたら、仕事もできて学校にも行けて幸せな生活を送られる「良民」になれるという同化政策的な内容が記述されている。こうして異なる文化に優劣をつけて「未開＝悪民」・「開化＝良民」という書き方は、總督府側から見るとこれが巧妙な「理蕃事業」の手段の一つであるが、台湾の子ども、特に原住民の子どもに与える影響は甚大であると考えられる。「良民」になりたいため、また「良民」として見られたいため、「文明開化」すなわち政府による同化政策を受けて、自らの原住民文化ないし郷土文化を捨てることもあり得るからである。こうした「陋習を改善しろ、帝国の良民になれ」という統治者側の視点をストレートに描かれたこの課と対照的に、もう一つの「呉鳳(2-11-24)」では、自らの命を犠牲にして「蕃人の陋習の改善」ないし「野蛮で無知な蕃人の教化」をする物語となっている。この「呉鳳神話」は、戦後の國民黨政権が編纂する教科書にも登場し、民主化した現在では原住民からの抗争や関連研究などによってその故事の真偽についてしばしば論争が起きているが、日本統治時代においてこれは原住民を「道德教化」ないし「文明開化」するのに格好な逸話であるため、第2期から第4期までこの課は國語教科書で載せられ続けられていた。

第3期國語教科書では第1期と第2期にあった「生蕃」の課はなく、原住民に関連性があるのは旅行便りの「臺東だより(3-7-23)」と前期にもあった「呉鳳(3-8-25)」のみである。「呉鳳(8-25)」について前期の内容と全く一緒であるため、第3期の原住民に関係する記述は全5期の中に比較的文化的格差が見られないと言えるが、記述の少なさから逆説的に言うとマイノリティ文化への軽視とも言える。

第4期國語教科書では、原住民に関する記述は今までの「呉鳳(4-8-18)」以外に、「新高登山(4-11-14)」と「臺灣の國立公園(4-11-15)」に少し出ている。また、原住民に対する呼び方が従来の差別意味が入っている「生蕃」や「蕃人」から中性的な「高砂族」に変更された。しかし、原住民に対する差別用語が減少したものの、この「高砂族」という名称変更はあくまでも統治者側の利便のためであり、原住民自己の意思によるものではないため、マイノリティ文化が相変わらず重視されていないと言える。そのため、第4期に出てきた原住民に関する記述は「呉鳳(4-8-18)」で描かれた「未開」の原住民像だけとなっているのである。

第5期國語教科書では、原住民に関する記述は前期と同じく「東臺灣(5-7-11)」と「新高登山(5-11-13)」で少ししか出ておらず、原住民の生活様式や習俗などの文化的な記述が皆無である。第5期まで道德教

育色が濃厚だった「呉鳳」がなくなった代わりに、新しく編纂されたのは愛国教育色が濃厚な「サヨンの鐘 (5-9-17)」である。多少の脚色はあると考えられるが、サヨンの話は実際にあった出来事であるため、戦争への戦意を高揚させようとした他、主人公のサヨンは原住民の女性青年で、また 1930 (昭和 5) 年に発生した日本統治時代における最後の武装抗争となる「霧社事件」の原住民と同じくタイヤル族であるため、こうした總督府に槍を立てて抵抗した原住民 (しかも儒教的道徳観から見ると相対的に弱いとされている女性という身分もあり) に対して、總督府がその教化事業に成功したという証明となっている。

全 5 期の國語教科書での原住民に関する記述を見てきたが、マクロ的に見ると記述が全体的に少ないため、平地住民の子どもにとって原住民に対して「野蛮」や「未開」などのステレオタイプが容易に形成され、異なるエスニック・グループ間の隔たりが更に開く恐れも考えられる。しかし、第 5 期ではそれまで「未開」のイメージしかなかった原住民像は一気に「文明開化」して日本皇国の忠実な臣民となったのである。こうしたイメージ改変の裏には、原住民の生活様式や習俗など文化的記述が殆どないため、マイノリティ文化の保持やカリキュラムへの反映などはなされていない他、「民族自決」という多文化教育の局面も同化教育や皇民化教育などの強力な同化要請の前では、実現のできないことであった。

注釈 (第二章) :

---

<sup>1</sup> E.J. Hobsbawm, *Nations and Nationalism Since 1780: Programme, Myth, Reality*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990, pp51-63

<sup>2</sup> 高層官僚系統の共通語を意味する。清国時代ではそれが北京語を指し、ローマ字表記が「Mandarin」である。

<sup>3</sup> 周婉窈「臺灣人第一次的「國語」經驗」『海行兮的年代：日本殖民統治末期臺灣史論集』允晨叢刊 93 2003 年 p81

<sup>4</sup> 臺灣教育會編『臺灣教育沿革誌』1939 (昭和 14) 年 pp271-272、pp282-286、pp315-317、pp347-349 を参照する。

<sup>5</sup> 大田捷「近代學校の成立と教育政策」『明治維新史講座』第 5 卷 平凡社 1958 (昭和 33) 年

<sup>6</sup> 臺灣教育會編『臺灣教育沿革誌』1939 (昭和 14) 年 pp5-6

<sup>7</sup> 同上 pp6-9

<sup>8</sup> 芝山巖學堂の詳しい教育状況について、藤森智子「日治初期「芝山巖學堂」(1895-96) 的教育—以學校經營、教學實施、學習活動之分析為中心」『臺灣教育史研究會通訊』第 11 期、2000 年 9 月を参照のこと。

<sup>9</sup> 前掲『臺灣教育沿革誌』pp155-158

<sup>10</sup> 同上 pp168-179

<sup>11</sup> 同上。

<sup>12</sup> 同上 pp706-713

<sup>13</sup> 臺灣總督府「臺灣總督府報」第 349 号 1898 (明治 31) 年 8 月 16 日 p36

<sup>14</sup> 前掲『臺灣教育沿革誌』pp408-410

<sup>15</sup> 臺灣總督府文教局編『昭和十五年度版・臺灣の學校教育』1941 (昭和 16) 年 p14、16、pp118-120

<sup>16</sup> 臺灣總督府「臺灣總督府報」第 349 号 1898 (明治 31) 年 8 月 18 日 p31

<sup>17</sup> 同上 p32

<sup>18</sup> 佐藤源治『臺灣教育の進展』臺灣出版文化株式會社 1943 (昭和 18) 年 p161

<sup>19</sup> 寺崎昌男編『総力戦体制と教育—皇国民「鍊成」の理念と実践—』東京大学出版会 1987 (昭和 62) 年 p5

<sup>20</sup> 前掲『教科教育百年史』p174

<sup>21</sup> 臺灣總督府『府報・號外』1941 (昭和 16) 年 3 月 30 日 p1



- 
- 22 前掲『臺灣教育沿革誌』 p168
- 23 同上 p171
- 24 大久保利兼編『明治文化資料叢書』第8巻・教育編 風間書房 1961(昭和36)年 p214
- 25 奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社 1985(昭和60)年 p243
- 26 臺灣總督府『府報』第1492號 1904(明治37)年3月11日 p26
- 27 臺灣總督府『府報』第87號 1912(大正元)年11月28日 p116
- 28 前掲『臺灣教育沿革誌』 pp363-364
- 29 同上 p2
- 30 前掲『臺灣教育沿革誌』 p173、pp206-207
- 31 臺灣總督府編『日治時期臺灣公學校與國民學校國語讀本(第一期～第五期)』南天書局復刻版(2003年)を整理して製表した。
- 32 1930(昭和5)年以降、書名の後ろに(第一種)が加わり、つまり『公學校用國語讀本(第一種)』となる。
- 33 前掲『臺灣教育沿革誌』 pp393-394
- 34 蔡錦堂「日本據臺初期公學校“國語”教科書之分析」『中國與亞洲國家關係史學術研討會論文集』淡江大學歷史學系 1993年10月 pp245-247
- 35 前掲『海行分の年代：日本殖民統治末期臺灣史論集』 pp225-226
- 36 臺灣總督府民政局學務部『臺灣適用國語讀本初歩』上巻 1896(明治29)年 緒言(ページなし)
- 37 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻7 1912(明治45)年 p18
- 38 同上 p31
- 39 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻10 1903(明治36)年 p32
- 40 同上 p34
- 41 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻11 1912(明治45)年 p40
- 42 嬰兒をモデルとすることは、学習者を「白紙」の存在とみなすことであり、「頭から國語の思考法を以て話をする」習慣を身に付けさせるという要求に適合した方法論である。前掲『臺灣教育沿革誌』 pp256-257。また、陳培豊『「同化」の同床異夢：日本統治下台湾の國語教育史再考』(三元社、2001年、pp56-57)からも参照できる。
- 43 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻1 1902(明治35)年 p4
- 44 同上 p11
- 45 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻2 1912(明治45)年 p4
- 46 前掲『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻1 p6
- 47 同上 p14
- 48 前掲『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻2 p2
- 49 前掲『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻1 pp5-6
- 50 前掲『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻7 p29
- 51 同上 pp27-28
- 52 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻9 1912(明治45)年 p20
- 53 同上 pp19-21
- 54 原文の記述は「父ワ芝龍…<中略>…我國エ來テイテ、田川ト云ウ人ノ娘オ妻ニシテ、福松ト七左衛門ト、二人ノ子ガデキマシタ。コノ福松ガ後ニ鄭成功トイウ…」である。前掲『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻10 pp29-30
- 55 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第2期巻1 1913(大正2)年 pp1-2
- 56 臺灣總督府『臺灣教科用書國民讀本』第1期巻4 1912(明治45)年 p20。なお、「オトッサン」の表現もある(巻2第6課、p6)。
- 57 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第2期巻2第3課 1913(大正2)年 p4。なお、同巻第14課(p20)と第17課(p26)にも同じ表現がある。
- 58 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第2期巻10 1914(大正3)年 pp33-37
- 59 前掲『公學校用國民讀本』第2期巻1 p1
- 60 同上 p2
- 61 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第2期巻12 1914(大正3)年 pp1-2
- 62 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第2期巻8 1913(大正2)年 pp56-58

- 63 例えば 1897 (明治 30) 年 2 月に臺北大稻埕の茶商・李春生は当時の台湾総督である樺山資紀と同行して東京へと訪れた際に、その清国衣装から村の子どもに「唱唱保」と呼ばれたという。その「唱唱保」という言葉を北京語に訳すと「猪尾奴」で、弁髪と清国の衣装を豚の尻尾と清国の奴隷だと揶揄・軽蔑した俗語であった。李春生はそれによって自分が「棄地遺民」となったことを嘆き、弁髪の切断や衣装を含めた外見の変革に決意したのである。陳柔縉『台湾西方文明初體驗』(麥田出版、2005 年、pp289-291) を参照すること。
- 64 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 1 p28
- 65 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 2 期卷 3 1913 (大正 2) 年 pp22-23
- 66 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 2 期卷 6 1913 (大正 2) 年 p5
- 67 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 2 期卷 5 1913 (大正 2) 年 pp40-43
- 68 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 8 p19
- 69 同上 p31
- 70 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 5 p33
- 71 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 8 p26
- 72 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 2 期卷 9 1913 (大正 2) 年 p4
- 73 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 8 p20
- 74 同上 pp13-14
- 75 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 3 p23
- 76 前掲『公學校用國民讀本』第 2 期卷 9 pp57-59
- 77 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 2 期卷 11 1914 (大正 3) 年 pp66-69
- 78 「吳鳳伝説」について、翁佳音による「吳鳳傳説沿革考」(『異論臺灣史』稻郷出版社、2001 年、pp227-247) を参照できる。
- 79 E. Patricia Tsurumi, *Japanese Colonial Education in Taiwan, 1895-1945*, Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press, 1977, p148
- 80 呉文星「日據時代臺灣書房之研究」『思與言』1978 年 p274、pp280-281、pp284-285。また前掲『臺灣教育沿革誌』pp984-986 を参照。
- 81 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 10 1926 (大正 15) 年 p46
- 82 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 11 1926 (大正 15) 年 pp100-103
- 83 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 12 1926 (大正 15) 年 pp38-45
- 84 同上 pp46-48
- 85 同上 pp91-92
- 86 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 11 p103
- 87 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 10 pp75-81
- 88 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 12 pp124-134
- 89 同上 p131
- 90 同上 p130
- 91 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 4 1923 (大正 12) 年 p31
- 92 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 5 1924 (大正 13) 年 p23
- 93 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 4 p38
- 94 同上 p69
- 95 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 5 p53
- 96 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 8 1924 (大正 13) 年 pp78-79
- 97 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 9 1925 (大正 14) 年 p51
- 98 同上 p69
- 99 同上 p4
- 100 同上 p17
- 101 同上 p44、p48、p52
- 102 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 12 p19
- 103 臺灣總督府『公學校用國民讀本』第 3 期卷 6 1923 (大正 12) 年 pp41-45
- 104 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 10 pp1-6
- 105 前掲『公學校用國民讀本』第 3 期卷 12 pp63-68

- 
- 106 前掲『公學校用國語讀本』第3期卷9 pp33-36
- 107 前掲『公學校用國語讀本』第3期卷12 pp53-58
- 108 第17代臺灣總督・小林躋造は海軍軍人であり、1919（大正8）年10月の明石元二郎以来の武官總督である。
- 109 臺灣總督府情報部『時局下臺灣の現在とその將來』臺灣總督府 1940（昭和15）年 p7
- 110 「教育志：教育設施篇」『臺灣省通志稿』第5卷 p53
- 111 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷1 1937（昭和12）年 pp2-3
- 112 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷11 1942（昭和17）年 pp67-80
- 113 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷10 1941（昭和16）年 pp79-90
- 114 1920年代後半から長期間の不況によって日本国内に「生命線」理論が流行ようになり、南方の資源を確保するために「南進」がしばしば検討されているが、具体的に政策が推進されたのは1936（昭和11）年である。臺灣日日新報「南進政策の為に三百萬圓を計上 拓殖省の積極豫算」1936（昭和11）年6月29日を参照すること。
- 115 前掲『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷10 p116
- 116 同上 p155
- 117 前掲『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷11 p152
- 118 同上 pp37-38
- 119 同上 p42
- 120 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷7 1940（昭和15）年 pp48-56
- 121 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷12 1942（昭和17）年 pp2-16
- 122 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷5 1939（昭和14）年 pp80-83
- 123 前掲『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷7 pp10-18
- 124 前掲『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷11 pp153-154
- 125 臺灣總督府『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷8 1940（昭和15）年 p59
- 126 例えば「身體検査（7-4）」の陳春夫（台湾：チュンフウ、日本：ハルオ）や「暴風雨（7-17）」の張松夫（台湾：ジョンフウ、日本：マツオ）、「臺南（8-16）」の正吉（台湾：ジェンゲッ、日本：マサヨシ）などが挙げられる。
- 127 前掲『公學校用國語讀本（第一種）』第4期卷11 p96、p102
- 128 同上 p108
- 129 臺灣總督府『初等科國語』卷4（文中の分類では卷8） 1944（昭和19）年 pp11-16
- 130 臺灣總督府『初等科國語』卷8（文中の分類では卷12） 1944（昭和19）年 pp45-52
- 131 臺灣總督府『初等科國語』卷3（文中の分類では卷7） 1943（昭和18）年 pp30-36
- 132 周婉窈「日據末期「國歌少年」的統治神話及其時代背景」『歴史月刊』第32期 1990年 pp81-85
- 133 1937（昭和12）年に盧溝橋事件が発生した後、第一次近衛文麿内閣が行った政策・活動の一つで、国家のために自己を犠牲にして尽くす国民の精神、つまり「滅私奉公」を推進した運動。
- 134 前掲『初等科國語』卷3（文中の分類では卷7） p31
- 135 臺灣總督府『初等科國語』卷5（文中の分類では卷9） 1944（昭和19）年 pp96-109
- 136 同上 p108
- 137 前掲『初等科國語』卷8（文中の分類では卷12） pp143-154